

魚津市地域防災計画 追録加除整理一覧表

追録の加除整理が終わったら、必ず改定日と加除整理の年月日把这个表に記入してください。

追録号数	改定日	加除整理	整理者印
第 1 号	平成 23 年 8 月 1 日	平成 23 年 9 月 17 日	
第 2 号	平成 25 年 2 月 20 日	平成 25 年 4 月 1 日	
第 3 号	平成 26 年 2 月 18 日	平成 26 年 4 月 1 日	
第 4 号	平成 27 年 2 月 23 日	平成 27 年 4 月 1 日	
第 5 号	平成 28 年 2 月 19 日	平成 28 年 4 月 1 日	
第 6 号	平成 29 年 2 月 15 日	平成 29 年 4 月 1 日	
第 7 号	平成 30 年 2 月 22 日	平成 30 年 4 月 1 日	
第 8 号	平成 31 年 2 月 25 日	平成 31 年 4 月 1 日	
第 9 号	令和 元年 8 月 21 日	令和 元年 9 月 30 日	
第 10 号	令和 2 年 3 月 2 日	令和 2 年 4 月 1 日	
第 11 号	令和 3 年 3 月 3 日	令和 3 年 4 月 1 日	
第 12 号	令和 3 年 8 月 16 日	令和 3 年 9 月 1 日	
第 13 号	令和 4 年 3 月 14 日	令和 4 年 4 月 1 日	
第 14 号	令和 5 年 2 月 14 日	令和 5 年 4 月 1 日	
第 15 号	年 月 日	年 月 日	
第 16 号	年 月 日	年 月 日	
第 17 号	年 月 日	年 月 日	
第 18 号	年 月 日	年 月 日	
第 19 号	年 月 日	年 月 日	
第 20 号	年 月 日	年 月 日	

魚津市地域防災計画 追録加除整理一覧表

追録号数	改 定 日	加 除 整 理	整 理 者 印
第 21 号	年 月 日	年 月 日	
第 22 号	年 月 日	年 月 日	
第 23 号	年 月 日	年 月 日	
第 24 号	年 月 日	年 月 日	
第 25 号	年 月 日	年 月 日	
第 26 号	年 月 日	年 月 日	
第 27 号	年 月 日	年 月 日	
第 28 号	年 月 日	年 月 日	
第 29 号	年 月 日	年 月 日	
第 30 号	年 月 日	年 月 日	
第 31 号	年 月 日	年 月 日	
第 32 号	年 月 日	年 月 日	
第 33 号	年 月 日	年 月 日	
第 34 号	年 月 日	年 月 日	
第 35 号	年 月 日	年 月 日	
第 36 号	年 月 日	年 月 日	
第 37 号	年 月 日	年 月 日	
第 38 号	年 月 日	年 月 日	
第 39 号	年 月 日	年 月 日	
第 40 号	年 月 日	年 月 日	

第3章 災害復旧対策計画

第1節 市民生活安定のための緊急対策	501
第2節 激甚災害の指定	501
第3節 公共土木施設の災害復旧計画	501

第4編 雪害・事故災害等対策編

第1節 雪害対策	551
第2節 林野火災対策	553
第3節 海上災害対策	554
第4節 航空災害対策	556
第5節 危険物等災害対策	557

第5編 資料編

1 災害記録等に関する資料

1-1 魚津市の気象災害等	601
1-2 魚津市における伝承災害	624
1-3 富山県内に被害をもたらした主な歴史地震	625
1-4 震度4以上を記録した地震一覧	626
1-5 過去の津波	626
1-6 震度別地震回数	626

2 気象観測等に関する資料

2-1 観測施設	701
2-2 天気予報や注意報・警報の発表区域	702
2-3 火災警報に関する情報	703
2-4 風水害に関する情報	703
2-5 雪害等に関する情報	705
2-6 地震・津波に関する情報	706
2-7 火山に関する情報	708

3 情報・通信・広報に関する資料

3-1 気象警報等の伝達系統	751
3-2 火災警報の伝達系統	751
3-3 水害に関する情報の伝達系統	752
3-4 土砂災害に関する情報の伝達系統	752
3-5 防災行政無線設備	753

3-6	広報文例-----	756
3-7	防災関連ホームページ-----	759
3-8	災害時優先電話-----	760
4	避難等に関する資料	
4-1	市指定緊急避難場所、指定避難所-----	801
4-2	行政区表-----	803
5	要配慮者利用施設に関する資料	
5-1	高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上配慮を要する者が利用する施設-----	851
5-2	高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上配慮を要する者が 利用する施設への情報伝達-----	854
6	消防・医療救護に関する資料	
6-1	富山県東部消防組合-----	901
6-2	魚津市消防団組織表-----	901
6-3	主要医療機関一覧表-----	902
6-4	防災用医薬品等卸売業者-----	903
7	衛生等に関する資料	
7-1	一般廃棄物の処理施設-----	951
7-2	火葬場-----	951
8	輸送に関する資料	
8-1	緊急輸送道路-----	1001
8-2	緊急通行車両等の事前届出・確認制度-----	1004
8-3	災害派遣等従事車両証明書-----	1007
8-4	飛行場外離着陸場等-----	1008
9	各種災害における避難情報に関する資料	
9-1	水防警報の発令-----	1051
9-2	避難判断水位情報の発表-----	1052
9-3	洪水時における避難情報の発令基準-----	1053
9-4	重要水防箇所（河川）-----	1054
9-5	重要水防箇所（海岸）-----	1055
9-6	津波災害における避難情報の発令基準-----	1055
9-7	高波・高潮災害における避難情報の発令基準-----	1055
9-8	土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報-----	1056
9-9	土砂災害警戒情報-----	1056
9-10	土砂災害における避難情報の発令基準-----	1057
10	危険区域等に関する資料	

10-1	災害危険地域一覧表-----	1101
10-2	急傾斜地崩壊危険箇所-----	1102
10-3	急傾斜地崩壊危険区域指定地-----	1105
10-4	地すべり危険箇所（国土交通省）-----	1106
10-5	地すべり危険箇所（林野）-----	1107
10-6	地すべり危険箇所（農地）-----	1108
10-7	砂防指定地-----	1109
10-8	土石流危険溪流-----	1111
10-9	土砂災害警戒区域等-----	1113
10-10	崩壊土砂流出危険地区-----	1118
10-11	山腹崩壊危険地区-----	1120
10-12	ため池危険箇所（受益面積2ha以上）-----	1121
10-13	雪崩危険箇所（国土交通省）-----	1122
10-14	雪崩危険箇所（林野）-----	1124
11	相互応援協定等に関する資料	
	相互応援協定等一覧表-----	1151
11-1	災害時相互応援協定書（石川県七尾市）-----	1155
11-2	災害時相互応援協定書（長野県飯山市）-----	1157
11-3	災害時相互応援協定書（新潟県十日町市）-----	1159
11-4	災害時相互応援協定書（愛知県知立市）-----	1161
11-5	災害時の情報交換に関する協定-----	1163
11-6	富山県市町村消防相互応援協定-----	1165
11-7	船舶火災の消火活動に関する業務協定-----	1167
11-8	高速自動車国道北陸自動車道における消防及び救急業務応援協定書-----	1169
11-9	ガス爆発事故等防止対策に関する協定書-----	1171
11-10	富山県消防防災ヘリコプター支援協定書-----	1175
11-11	携帯電話等による119番通報の対応に関する協定書-----	1177
11-12	海難救助活動に関する覚書-----	1179
11-13	災害等の相互応援給水に関する覚書-----	1180
11-14	鉄道災害時の安全対策に関する覚書-----	1182
11-15	鉄道災害時の安全対策に関する覚書-----	1184
11-16	災害時における魚津市と郵便局の協力に関する協定書-----	1186
11-17	災害時における応急対策業務に関する協定書-----	1188
11-18	災害時における応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定書-----	1191
11-19	魚津市と株式会社新川インフォメーションセンターとの 災害緊急放送に関する相互協定-----	1193

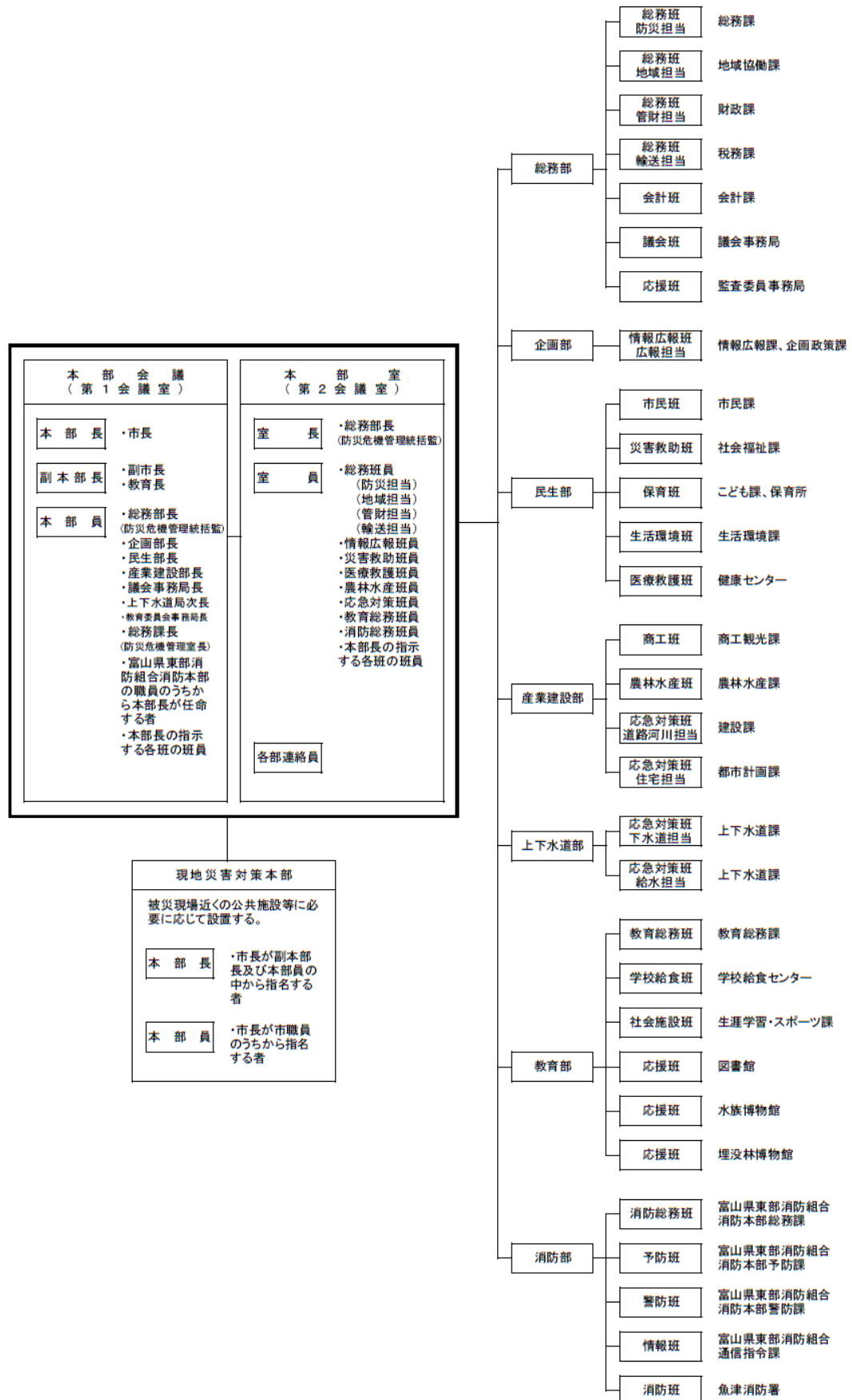
11-20	災害時等における応急活動の協力に関する協定書-----	1195
11-21	災害時における物資供給に関する協定書-----	1196
11-22	災害時における情報収集及び伝達に関する協定-----	1198
11-23	災害時における救援物資提供に関する協定-----	1200
11-24	災害時における生活必需物資の調達に関する協定-----	1202
11-25	市有建築物の災害時における応急対策業務に関する協定-----	1204
11-26	災害時における緊急用燃料の供給に関する協定-----	1206
11-27	災害時における応急対策活動に関する協定書-----	1208
11-28	災害時における飲料水の供給に関する協定書-----	1210
11-29	災害時における応急対策業務に関する協定書-----	1213
11-30	災害時における応急対策業務に関する協定書-----	1215
11-31	災害時における応援業務に関する協定-----	1216
11-32	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書（富山県協定）-----	1218
11-33	災害時における徒歩帰宅者支援 及び石油燃料の安定供給に関する協定書（富山県協定）-----	1220
11-34	災害時等の応援に関する協定書（富山県協定）-----	1222
11-35	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書-----	1224
11-36	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書-----	1226
11-37	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書-----	1228
11-38	災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書（富山県協定）-----	1230
11-39	災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書（富山県協定）-----	1233
11-40	災害時における行政書士業務に関する協定書（富山県協定）-----	1235
11-41	災害時の柔道整復師支援活動にかかる協定書（富山県協定）-----	1237
11-42	大規模災害時における公共建築物の清掃、消毒等に関する協定書（富山県協定）---	1239
11-43	災害時における緊急用燃料の供給等に関する協定書（富山県協定）-----	1243
11-44	災害時における上下水道施設電気設備の応援協力に関する協定書-----	1245
11-45	災害時の医療救護に関する協定書（富山県協定）-----	1247
11-46	災害時の歯科医療救護に関する協定書（富山県協定）-----	1250
11-47	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書-----	1253
11-48	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書-----	1255
11-50	災害時における生活必需品の調達に関する協定-----	1257
11-51	災害時における物資の供給に関する協定書-----	1262
11-52	災害時における接骨師会支援活動協定書-----	1264
11-53	鉄道災害時の安全対策に関する覚書-----	1268
11-54	災害時における応急対策業務に関する協定書-----	1270
11-55	災害時における応急対策業務に関する協定書-----	1272

11-56	災害時における情報の提供及び輸送業務に関する協定-----	1274
11-57	災害時における魚津市と魚津市内郵便局の協力に関する協定書-----	1276
11-58	災害時における応急対策業務に関する協定書-----	1280
11-59	災害時における飲料水の供給に関する協定書-----	1282
11-60	災害に係る情報発信等に関する協定-----	1288
11-61	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書-----	1290
11-62	原子力災害時における掛川市民の県外広域避難に関する協定書-----	1292
11-63	災害時における臨時災害放送局開設の協力に関する協定-----	1294
11-64	地震災害時における被災建築物の応急対策活動の協力に関する協定書-----	1296
11-65	雪害時における緊急待避所等としての施設の使用に関する覚書-----	1299
11-66	災害時における復旧支援協力に関する協定-----	1301
11-67	災害時における物資の供給協力に関する協定書-----	1303
11-68	災害時における物資供給等に関する協定書-----	1305
11-69	災害時等における宿泊施設の利用等に関する協定-----	1308
11-70	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書-----	1315
11-71	災害時における救援物資の供給および一時避難所の提供に関する協定書-----	1317
11-72	災害時における救援物資集積場所の設置 及び救援物資の輸送並びに一時避難場所の提供の協力に関する協定書-----	1319
11-73	大規模災害時における相互連携に関する確認書-----	1321
11-74	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書-----	1324
11-75	災害時における連携に関する協定書-----	1326
12	防災関係機関に関する資料-----	
12-1	連絡先一覧表-----	1351
13	防災会議等に関する資料-----	
13-1	魚津市防災会議条例-----	1381
13-2	魚津市防災会議委員-----	1383
13-3	魚津市災害対策本部条例-----	1384
14	その他-----	
14-1	災害救助法の概要及び基準-----	1401
14-2	激甚災害指定基準-----	1408
14-3	災害対策基本法-----	1412
14-4	指定文化財一覧-----	1445
14-5	気象庁震度階級関連解説表-----	1446

様式集

様式 1	災害情報記録票	1501
様式 2	部関係被害状況（概況・確定）報告書	1502
様式 3	「火災・災害等即報要領」に基づく報告様式	1503
	第 1 号様式（火災）	1503
	第 2 号様式（特定の事故）	1504
	第 3 号様式（救急・救助事故等）	1505
	第 4 号様式（その 1）災害概況即報	1506
	第 4 号様式（その 2）被害状況即報	1507
	（参考）「火災・災害等即報要領」に基づく報告フロー図	1509
	（参考）火災・災害等即報要領「即報基準」と「直接即報基準」の比較表	1510
	（参考）被害程度の判定基準等	1513
	（参考）雪害に係る被害の取扱いについて	1515
様式 4	公用令書	1516
様式 5	自衛隊の派遣要請依頼書	1519
様式 6	自衛隊の撤収要請依頼書	1520
様式 7	救援物資の調達要請書	1521
様式 8	避難所開設状況報告書（中間・確定）	1522
様式 9	避難者名簿	1523
様式 10	避難者名簿（世帯票）	1524
様式 11	り災証明申請書	1525
様式 12-1	り災証明書	1526
様式 12-2	り災証明書（住家以外）	1527
様式 13	り災者台帳	1528
様式 14	救助実施記録日計票	1529
様式 15	救助日報	1530
様式 16	義援物資受付台帳	1532

魚津市災害対策本部の組織図



(4) 任務分担

各組織の任務分担等は、次のとおりとする。

ア 災害対策本部長（市長）

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員（以下「本部員」という。）及びその他の職員を指揮監督する。

イ 災害対策本部副本部長（副市長、教育長）

災害対策本部副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

ウ 本部会議

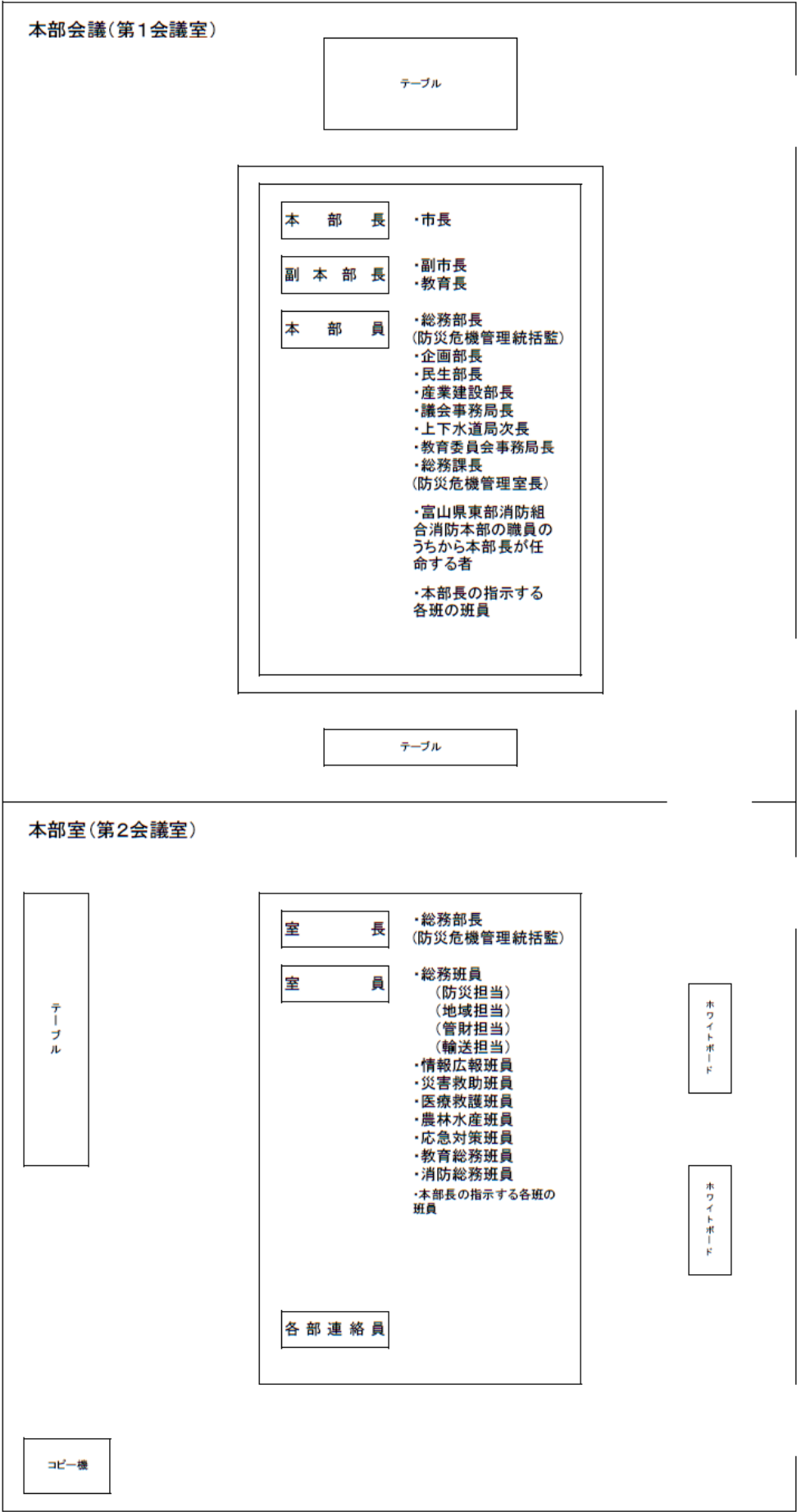
- ① 本部長、副本部長及び本部員でもって組織し、次の重要な災害対策について協議する。
 - A 災害応急対策の基本方針に関すること。
 - B 動員配備体制に関すること。
 - C 各部班間の調整事項の指示に関すること。
 - D 自衛隊の災害派遣に関すること。
 - E 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
 - F 応援協定締結市等への応援要請に関すること。
 - G その他、災害の発生の防御又は拡大の防止に関すること。
- ② 本部長は、災害対策について協議する必要があるときは本部会議を召集する。
- ③ 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部員以外の者に対し本部会議への出席を求める。
- ④ 本部員は、その所管事項に関し、本部会議に付議すべき事項があるときは、速やかに本部会議に付議しなければならない。

エ 本部室

- ① 当該災害の総括的窓口として本部室を設ける。
- ② 本部室長は、総務部長（防災危機管理統括監）を充てる。
- ③ 本部室要員は、あらかじめ指定された職員を充てる。
- ④ 本部室は、次の事項を処理する。
 - A 各種情報の管理に関すること。
 - B 各部班の活動状況の把握に関すること。
 - C 広域応援（自衛隊の災害派遣を含む。）の調整に関すること。
 - D 防災活動全般の調整に関すること。
 - E 本部会議の運営に関すること。

オ 各部・班

- ① 市災害対策本部に部、班を設ける。
- ② 別表の分掌事務により災害応急対策を遂行する。



2 各部の分掌事務

部	班	分掌事務
総務部	総務班 防災担当 (総務課) (防災危機管理室) ※本部室事務	1 災害対策本部の統括事務（本部室）に関すること。 2 被害報告の取りまとめ及び連絡に関すること。 3 気象警報等の収集及び伝達に関すること。 4 関係機関等に対する応援要請等に関すること。 5 防災行政無線の管理に関すること。 6 職員の動員・配置に関すること。
	総務班 地域担当 (地域協働課)	1 外国人の援護対策に関すること。 2 ボランティア活動の調整に関すること。 3 自治会等の長への連絡に関すること。 4 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 5 公民館等の施設の災害応急対策に関すること。
	総務班 管財担当 (財政課)	1 市有財産の保全及び被害調査の取りまとめに関すること。 2 庁用車両の調達等に関すること。 3 庁内電話等通信施設、電気施設の確保に関すること。 4 燃料等の調達に関すること。 5 災害応急対策予算及び財政措置に関すること。
	総務班 輸送担当 (税務課)	1 備蓄食料、物資の管理及び輸送に関すること。 2 物資集積地の維持管理に関すること。 3 輸送活動に必要な民間車両の調達に関すること。 4 その他災害時の輸送対策に関すること。 5 市税の減免に関すること。 6 被災世帯調査の総括に関すること（応急対策班住宅担当が協力）。 7 り災証明の発行に関すること。
	会計班 (会計課)	1 見舞金、義援金の出納保管に関すること。 2 他班の応援に関すること。
	議会班 (議会事務局)	1 市議会議員との連絡に関すること。 2 見舞者の対応に関すること。 3 他班の応援に関すること。
	応援班 (監査委員会事務局)	1 他班の応援に関すること。

部	班	分掌事務
企画部	情報広報班 広報担当 (企画政策課) (情報広報課)	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 見舞者の対応に関すること。 3 政府、国会、その他の機関に対する要望事項等の取りまとめに関すること。 4 報道機関への対応に関すること。 5 災害情報等の提供に関すること。 6 災害関係記録の収集及び取りまとめに関すること。 7 市情報通信基盤の復旧に関すること。 8 市業務システムの復旧に関すること。
民生部	市民班 (市民課)	1 遺体の処理、埋葬及び火葬に関すること。 2 災害時の消費生活対策に関すること。 3 避難所外避難者、市外避難者に関すること。 4 緊急通行車両の確認申請に関すること。
	災害救助班 (社会福祉課)	1 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 2 社会福祉施設の避難状況及び避難支援に関すること。 3 在宅要援護者の安否確認等安全確保に関すること。 4 被災者の誘導、保護及び収容に関すること。 5 避難所の運営及び避難所名簿の取りまとめに関すること。 6 災害救助物資の受入れ、配分計画に関すること。 7 災害救助法関係事務の統括に関すること。 8 義援金品の募集、受入れ及び配分に関すること。
	保育班 (こども課、保育所)	1 児童福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 園児の安全確保に関すること。 3 被災園児の保健管理に関すること。
	生活環境班 (生活環境課)	1 災害時のし尿、ごみ処理対策に関すること。 2 清掃苦情等の処理及び対策に関すること。 3 災害時の公害発生防止指導に関すること。 4 災害時の交通・防犯対策に関すること。 5 感染症に対する防疫に関すること（医療救護班に協力）。
	医療救護班 (健康センター)	1 負傷者の発生状況等医療に関する情報の収集に関すること。 2 医療救護班の派遣及び医療救護所の設置運営に関すること。 3 後方医療機関への輸送調整に関すること。 4 医薬品、医療用器材等の確保調整に関すること。 5 医療救護班の調整に関すること。 6 避難所、被災者の衛生指導に関すること。 7 感染症に対する防疫に関すること（環境交通班が協力）。 8 被災者の健康相談、栄養相談及びこころのケアに関すること。 9 医療機関への協力要請に関すること。

部	班	分掌事務
産業建設部	商工班 (商工観光課)	1 商工業関係施設、観光関係施設の被害調査に関すること。 2 災害時の宿泊者の安全確保に関すること。 3 大規模店舗、ガソリンスタンド等の営業状況の把握に関すること。 4 中小企業に対する災害融資に関すること。 5 災害時の労働力確保に関すること。 6 生活必需品の調達に関すること（農林水産班と協力）。
	農林水産班 (農林水産課)	1 農地及び農業用施設並びに農林水産施設及び農林水産物の被害調査、応急対策に関すること。 2 家畜、家きん及び畜産施設の災害応急対策に関すること。 3 災害時の漁船等の確保に関すること。 4 災害時の主食、副食、飲料水等の確保に関すること。 5 生活必需品の調達に関すること（商工班と協力）。 6 被災農家に対する災害融資に関すること。
	応急対策班 道路河川担当 (建設課)	1 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 2 道路、河川、橋梁の被害状況の把握及び応急対策に関すること。 3 緊急輸送道路の応急措置に関すること。 4 水防活動に関すること。 5 土砂災害応急対策に関すること。 6 街路樹の災害応急対策に関すること。 7 道路の除雪に関すること。 8 災害応急対策資機材の調達、受領に関すること。
	応急対策班 住宅担当 (都市計画課)	1 市営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。 2 都市計画施設、公園緑地の被害調査及び応急対策に関すること。 3 建物の応急危険度判定に関すること。 4 宅地の危険度判定に関すること。 5 被災世帯調査に関すること（総務班輸送担当に協力）。 6 応急仮設住宅の建設、住宅の応急処理に関すること。 7 応急仮設住宅の入居審査・管理に関すること。 8 建築物の応急復旧指導に関すること。 9 公営住宅等のあつせんに関すること。 10 被災住宅者への融資に関すること。 11 公共交通機関の運行状況、被害の情報収集に関すること。

ぐため、防災上重要な公共施設及び重要な地区の建築物の耐震不燃化を促進し、安全で住みよいまちづくりを目指す。

(1) 防火地域等の指定

都市の密集市街地において火災を防除するため、都市計画法による防火・準防火地域の指定を行い、防災上の観点から建築物の規制を行ってきた。市は、今後も都市化の動向と公共施設の整備状況を見ながら、適切に防火・準防火地域の区域設定を行う。

(2) 建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置が講じられている。市は、今後とも大規模建築物や不特定多数の人が利用する建築物について、防災上の各種の措置の徹底を建築士、施工者に指導していく。

(3) 建築物の耐震化

ア 防災活動の拠点となる市有建築物の耐震性確保

防災活動の拠点となる市庁舎、消防本部、被災者の収容施設となる公立学校等が地震によって大きな被害を受けるようなことがあると、応急対策活動の遂行に大きな障害となる。そこで、市有の施設について、重要度の高いものから順に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修、建替え等を行う。また、建物本体だけでなく、震災後においても機能確保が図られるよう、情報・通信設備、電気設備、ガス設備、給排水設備、空調設備、消防用設備等も同様に耐震性向上に努める。

イ 社会福祉施設の耐震性確保

要配慮者（高齢者、身体障害者、乳幼児等）が入・通所している社会福祉施設が地震によって大きな被害を受けると、要配慮者を中心に多くの人的被害が発生することになる。そこで市は、これらの施設の耐震診断及び耐震改修等を実施又は指導し、被害の未然防止に努める。

ウ 住宅の耐震性の向上

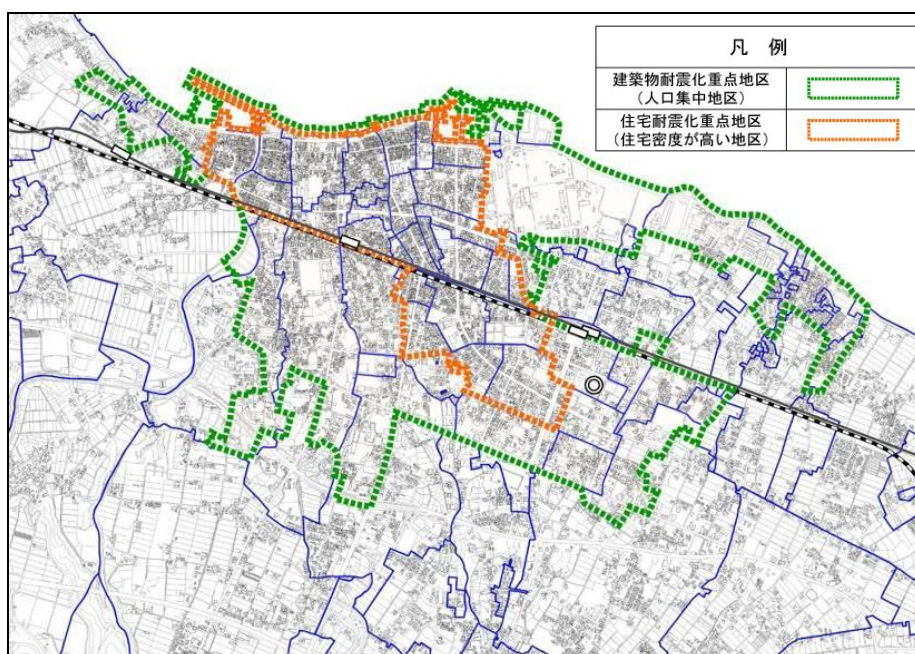
阪神・淡路大震災においては、古い木造家屋を中心に多くの住宅が被害を受けた。そこで市は、住宅の耐震補強に関する市民への啓発に努めるとともに、市民からの相談を積極的に受ける体制を整える。

また、県と連携して、木造住宅の耐震化を行おうとする者に対し支援を行い、住宅の耐震改修を促進する。

さらに、建物の老朽化が進んだ密集市街地の防火性能向上のための土地区画整理事業や防火街区整備事業などの面的な整備についての相談を受けていく。

(4) 建築物の落下物・ブロック塀対策の推進

市は、建築物における天井の崩落防止等の落下物対策、ブロック塀等の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るため、所有者や施工業者に対して指導啓発に努める。



平成22年度 魚津市耐震改修促進計画

4 地域防災拠点の整備

大規模な地震の発生により、市全体が大きな被害を受けた場合、地域レベル（おおむね小学校区の範囲）で市民、防災関係機関による防災活動が活発に展開される必要がある。また、平常時においては、地域レベルで研修・訓練・打合せ等が活発に行われることが、災害に強いまちづくりのために重要である。これらの活動が効果的に実施されるよう、学校、公園等既存の施設の防火機能を拡充する等、地域防災拠点の整備を推進し、安全で住みよいまちづくりを目指す。

5 公共土木施設等の耐震性強化

公共土木施設等は、都市基盤の根幹を成すことから、大規模な地震が発生した場合における緊急物資の輸送等において災害応急対策活動の成否を左右する。そのため、市は、これら公共土木施設等の耐震性の強化を図り、地震発生時においても十分な機能を果たす施設づくりを目指す。

また、既存の施設が地震時においてもその機能を発揮できるよう計画的・効率的な維持管理や修繕、更新を進めていく。

(1) 道路・橋梁の耐震性強化

道路・橋梁は、避難、消防、医療活動、緊急物資の輸送等の基盤となる施設である。そこで市は、地震発生時においても道路・橋梁がその機能を十分発揮できるよう、国（国土交通省等）、県と連携をとりながら耐震性の強化に努める。その際、緊急輸送道路等重要路線を優先して行う。

第12節 緊急輸送活動対策

産業建設部 消防部 総務部

災害時における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、交通路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。このため、市は、関係機関と連携し、あらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく。

1 緊急道路ネットワークの確保

道路は、災害時において、救援物資の輸送等重要な役割を担っていることから、広域的なネットワークや陸上・海上・航空の輸送拠点と防災拠点間の連絡、それらを相互に補完するネットワークに配慮し、災害時に指定される緊急交通路の候補となる緊急輸送道路を次のとおり定める（資料8-1 緊急輸送道路）。

ア 第1次緊急輸送道路

県内外の広域的な輸送に不可欠な、高速道路、一般国道及び一般国道と自動車道インターチェンジを結ぶ幹線道路

イ 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路とネットワークを構築し、市町村対策本部や主要な防災拠点（行政機関、主要駅、警察署、消防署、災害医療センター、自衛隊等）を連絡する幹線道路

ウ 第3次緊急輸送道路

上記路線を相互に補完する幹線道路

緊急輸送道路の指定にあたっては、各管理者でネットワーク化を図るよう適宜調整を行う。

なお、道路管理者は、災害発生後の道路障害物の除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努める。また、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

2 緊急海上輸送路の確保

港湾・漁港施設は、災害時には救援物資、応急復旧資材及び人員の広域輸送拠点（ふ頭）又は物流拠点として重要な役割を果たす。

魚津港は、防災の拠点として指定（県）されており、県と連携して、ヘリコプターを活用した拠点港からの航空輸送体制の整備や施設の整備に努める。

また、災害発生後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関及び関係企業等と連携し、災害時の港湾機能の維持・継続について検討するものとし、その検討に

に基づき、港湾の漂流物等の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保等について協議する。

3 緊急航空路の確保

災害時に、ヘリコプター等による被害状況の把握、人員・物資の輸送等を迅速に行う必要があることから、臨時離着陸場の確保又は整備を推進する（資料8-4 飛行場外離着陸場等）。

また、市は防災拠点となる庁舎や避難所となる学校、公的病院等の屋上に番号等を付すなど、建物の識別標示を行う。

4 緊急輸送用車両等の確保

市は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、運送業者団体等と協定を締結する等体制の整備に努める（市内における主な陸上輸送拠点施設：魚津海陸運輸倉庫㈱など）。

5 防災活動用空地の確保

災害が発生し、大量の物資や応援機関が被災地である本市に集結する場合、物資の集積場所、活動拠点としてのスペースが必要となるため、防災活動用空地として位置づけられるスペースを把握しておく。

6 緊急通行車両の取扱い等

災害時には、応急措置の実施に必要な緊急交通路を確保するため、交通規制により一般車両の通行が禁止又は制限され、この規制措置のもとで緊急通行車両を優先して通行させることとなる。

(1) 確認実施機関

緊急通行車両の確認は、県公安委員会が行う。

(2) 災害対策基本法の規定に基づく確認対象車両

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に使用されるもの
- イ 消防、水防その他の応急措置に使用されるもの
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に使用されるもの
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に使用されるもの
- オ 施設及び設備の応急の復旧に使用されるもの
- カ 廃棄物処理、防疫その他の保健衛生に使用されるもの
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの
- ク 緊急輸送の確保に使用されるもの
- ケ その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に使用されるもの

(3) 確認手続

災害時には、確認のための事務手続きに対する処理能力が十分確保できない状態が予想さ

第15節 物資の備蓄

総務部 関係各部

大規模な災害が発生した場合、ライフラインや道路等の損壊により、流通機構は一時的に麻痺状態になり、被災者向けの飲料水、食料、その他生活必需品の全てを即時に供給することが困難となることが予想される。そこで市は、呉羽山断層帯の被害想定を踏まえ、市民、事業所に対して「必要最低限の飲料水、食料、生活必需品等を自らが確保することが不可欠である。」という指導、啓発を徹底する必要がある。

また、同時に最低限の飲料水、食料及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、現物備蓄や流通備蓄の体制の整備を図る。

1 飲料水等の確保

- (1) 市は、当座に必要な飲料水の備蓄に努める。
- (2) 市は、被災者に対し飲料水の迅速な応急給水活動が実施できるよう、給水拠点の整備や給水タンク、給水トラック等応急給水資機材の整備及び耐震性貯水槽の設置に努めるとともに、生活用水、都市活動のための用水を順次確保できる体制の整備を図っていく。
- (3) 水道施設の早期復旧を図るため、工事業者との間において災害時における協力協定を締結し、応急復旧体制の整備に万全を期する。（資料11-20 災害時等における応急活動の協力に関する協定書）
- (4) 市民に対し貯水について次の事項の啓発を行う。

ア 家庭において備蓄すべき飲料水は、水道水等衛生的な水を用い、一人1日3リットル程度を目安とし、3日間の世帯人数分を目標とする。

イ 貯水に用いる容器は、衛生的で安全性が高く、水漏れしないものを使用する。

2 食料及び生活必需品等の確保

(1) 食料及び生活必需品等の備蓄

ア 市民の備蓄

大規模な災害が発生した場合には、行政機関の対応には一定の限界がある。そのため、市民に対し「自らの身は自らで守る」という自助意識のもと、大規模災害による都市機能の停止等を考慮して最低3日分の非常食や生活必需品等の非常持ち出し品の備えの促進を図る。備蓄にあたっては、乳幼児、高齢者、食物アレルギー等の食事に特別な配慮の必要な者がいる世帯などそれぞれの家族構成に応じて十分な備えをする必要がある。

イ 事業所の備蓄

大規模な災害が発生した場合には、市内の事業所に市外等から通勤している人々の中から多くの帰宅困難者が発生するおそれがある。また、事業所においても業務の早期再開

を図るための応急対策が必要となる。そのため、事業所においては、あらかじめ帰宅困難者の想定や緊急対応措置の実施を考慮した備蓄の促進を図る。

また、事業所は、大規模災害により食料や生活必需品等の供給に混乱が生じると推測される場合、市民生活安定のため自らの社会的責任を遂行し、それぞれが備蓄する非常食、資機材、生活必需品等の供給について積極的に協力する。

ウ 公的備蓄

大規模災害発生直後における流通機構の混乱や道路障害等を考慮し、緊急調達体制が確保されるまでの間の緊急的に必要となる非常食や生活必需品等について、計画的に備蓄の充実を図っていく。また、災害時において、相互に融通するなど隣接市町村と連携を図る。なお、備蓄にあたっては、高齢者や乳幼児等にも配慮した非常食、生活必需品等の整備を進める。

(2) 物資調達先の確保

市は、現物備蓄とあわせ、流通備蓄を推進するとともに、調達先とあらかじめ協定を締結しておく。

《資料 災害時における物資調達に係る協定》

11-18	11-21	11-23	11-24	11-28	11-50
11-51	11-59	11-68	11-71		

また、流通備蓄による食料の調達を確実にするため、調達先との協定内容の点検及び調達先の拡充に努める。

(3) 備蓄倉庫の整備

市は、災害応急対策に必要な施設として耐震性のある備蓄倉庫の整備を図る。大規模な災害が発生した場合は、道路や橋梁が被害を受け、備蓄物資の輸送が困難な状況になることが予想されることから、備蓄倉庫整備にあたっては、被災者への迅速な供給を図るため、分散備蓄を図る必要がある。

■備蓄計画

- (1) 呉羽山断層帯地震による被害想定（平成23年調査）における4日後避難所避難者数7,498人（県内 311,018人）
- (2) 備蓄割合

備蓄主体	方 法	割 合	備蓄対象人員
県	現物・流通備蓄	50%	3,749 人
市	現物備蓄	20%	1,500 人
	流通備蓄	20%	1,500 人
その他	※ 応援	10%	749 人
計		100%	7,498 人

現物備蓄計画人数・・・1,500人

※り災をまぬがれた個人からの応援

(3) 現物備蓄

- ・寝具類 $1,500人 \times 1枚/人 = 1,500枚$
- ・食料 $1,500人 \times 3食 \times 3日 = 13,500食$
- ・飲料水 $1,500人 \times 3リットル \times 3日 = 13,500リットル$

(4) 防災資機材等の備蓄

市は、呉羽山断層帯の地震による被害想定を踏まえ、組立トイレや救助用資機材等の備蓄に努める。

第16節

災害ボランティア受入体制の
整備

民生部 総務部

大規模な災害が発生した場合、県内外から駆けつける多くのボランティアが災害発生直後から救援・復興において非常に大きな役割を果たすことから、市ではボランティアの受入体制を整え、ボランティア活動が円滑に展開できるよう魚津市災害救援ボランティア本部の設置及び運営について支援するとともに、自らも専門的技術や知識を有した災害ボランティアの育成に努める。

1 ボランティアの活動内容

災害時におけるボランティア活動には、行政・企業・民間団体から派遣される専門的知識や技能、資格を必要とし、通常、行政関係機関からの要請に基づいて活動する「専門的なボランティア活動」と、主に被災者の生活支援を目的に誰でも参加できる「一般的なボランティア活動」とがある。

(1) 専門的なボランティア活動

- ア 消防、救助、医療救護
- イ 建築物の危険判定
- ウ 通信の確保
- エ 行方不明者の搜索
- オ 特殊車両等の運転操作
- カ その他、特殊な技術を要する作業

(2) 一般的なボランティア活動

- ア 避難所管理運営補助
- イ 要配慮者の介助、誘導
- ウ 手話、外国語の通訳
- エ 救援物資の仕分け、運搬、配布
- オ 炊出し、給水
- カ 家財の搬出、家屋の片付け、がれきの処理
- キ その他、被災者の生活支援

2 ボランティアの普及、養成**(1) ボランティア活動の普及啓発**

市は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携・協力し、ボランティア活動に対する理解と意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進める。なお、勤労者がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めるため、企業に対してボランティア休暇等の必要性について理解を求め、協力を要請する。

第11節 避難行動要支援者の安全確保

民生部 教育部 関係各部

災害時に自力による危険回避行動や避難行動に困難を伴うことが多い高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じていく。また、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に活用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

市は、これらの避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、「避難支援プラン（全体計画・個別計画）」を早急に策定し、関係機関・団体等と連携してその推進を図る。

1 在宅の避難行動要支援者の安全確保

(1) 安否確認

市及び関係機関は、自治会・町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア等と協力し、あらかじめ避難行動要支援者として市が把握している者及び新たに発生した要配慮者の被災状況を把握する。

(2) 避難誘導及び救助

市及び関係機関は、消防団、自治会・町内会、自主防災組織等の協力を得て、安全に万全を期しながら担架等により避難行動要支援者の避難支援にあたる。個別避難計画を作成した避難行動要支援者については、避難支援等実施者を中心に、市及び避難支援等関係者も協力しながら避難支援にあたる。

(3) 避難所における確認

市は、避難所の運営を行っている避難所管理チーム等と協力し、避難所における避難行動要支援者の被災状況の確認を行う。

ア 避難行動要支援者の確認（避難所にいないときは、自宅の確認）

イ 介助者が災害によって介護できなくなっている要配慮者の確認

ウ 保護者が行方不明等となっている乳幼児の確認

エ 日本語が話せない外国人や身寄りのない外国人の確認

(4) 福祉避難所の設置

市は、避難行動要支援者が安心して避難生活を送ることができるよう、構造や設備等の面を考慮し、社会福祉施設等を福祉避難所として指定する。市は福祉避難所において、避難行動要支援者のニーズに対応できるよう、備品や物資等の整備に努める。

《資料 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書》

11-35	11-36	11-37	11-47	11-48	11-61
11-74					

(5) 被災した避難行動要支援者の措置

市は、関係機関と協力し、避難所での介護、施設への緊急入所、自宅での介護、親族による引取り等被災した避難行動要支援者の措置について連絡調整に努める。また、適切な介護ボランティア等の手配を行い、継続した支援及び生活情報の提供に努める。

2 社会福祉施設における入所者の安全確保

(1) 被害状況の把握

市は、速やかに社会福祉施設及びその入所者の安全確保の状況について施設長を通じて調査する。

(2) 入所者の保護

各社会福祉施設は、あらかじめ定められた各施設の防災計画に従い、入所者の保護に努める。

応急保護にあたっては、次の事項に留意する。

ア 医療、食料等の確保

イ 入（通）所者の保健衛生

ウ 家庭や保護者との連絡体制

(3) 社会福祉施設への支援

被災した社会福祉施設は、保護者に連絡し、可能な人には引取り等の協力を要請する。さらに、支援が必要な場合、市に対し応援を要請する。応援要請を受けた市は、被災しなかった施設への緊急入所等の連絡調整及び応急保護のため必要な資機材の調達の手配等の措置を講じ、避難行動要支援者の生活安定を図る。

3 学校（園）における幼児・児童・生徒の安全確保

(1) 被害状況の把握

市は、在校（園）中の災害発生の場合、速やかに教育関係施設及び幼児・児童・生徒の安全確保の状況について校（園）長等を通じて調査する。

(2) 幼児・児童・生徒の保護

幼児・児童・生徒が教育施設にいる際、災害が発生したときは、以下の方針によりあらかじめ定められた学校（園）の防災計画に従い、保護に努める。

ア 学校（園）の対応

A 校（園）長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指揮にあたる。

B 学校内、通学路の危険箇所の点検及びう回路の設定等を早急に行う。

C 幼児・児童・生徒については、教職員の指導のもとにPTA等の協力を得て集団下校により全員を直ちに帰宅させることを原則とする。ただし、心身障害児については、学校（園）において保護者、代理人等に引き渡す。また、交通機関の利用者、留守家庭等の生徒等のうち引渡し又は帰宅できない者については、状況を判断し、学校（園）において保護する。

3 後方医療機関への搬送

市内の医療機関や医療救護所で処置の困難な重症患者が発生した場合、消防本部に市外の後方医療機関への搬送を要請する。なお、市は消防本部で対処できない場合には、県、海上保安部に船舶、ヘリコプター等による輸送を要請する。

4 医療機関の被災時の対応

被災時においては、医療救護活動を可能な限り早く行うことが極めて重要であることから、医療機関は、あらかじめ病院防災マニュアル等の作成に努めるとともに、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整える。市は、ライフラインの停止、医療スタッフの不足等で機能が低下した医療機関から支援の要請を受けたときは、県、市医師会、災害ボランティア活動組織等の関係機関・団体に応援を要請する。

5 災害派遣医療チーム（DMAT）

(1) DMATの役割

災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team。略称「DMAT^{ディ・マッ}」）は、災害の急性期（48時間以内）に可及的早期に救出・救助部門と合同し、活動できるトレーニングを受けた機動性を持った医療チームである。

大規模災害時においては、被災地域内の医療体制では多数の重傷者に対応できないことが想定されることから、救命率の向上のため、DMATによる迅速な救護活動及び被災地域外での根治的治療が必要な患者の迅速な搬出等が予定されている。

県内においては、平成23年度までに富山大学附属病院、富山県立中央病院、厚生連高岡病院、黒部市民病院、富山市民病院、富山赤十字病院、高岡市民病院、市立砺波総合病院においてDMATの体制の整備が行われている。

(2) 富山県DMATの活動内容

富山県DMATの活動内容は、次のとおりとする。

- ア 災害現場等における災害医療情報の収集及び伝達
- イ 災害現場、応急救護所、被災地内の災害拠点病院等におけるトリアージ、応急処置、搬送、搬送中の診療等
- ウ 災害拠点病院等における他の医療従事者に対する支援
- エ 広域医療搬送における広域医療搬送拠点等での医療支援
- オ その他災害現場等における救命活動に必要な措置

第19節 緊急交通路の確保

産業建設部 関係各部

道路に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、交通規制等の措置をとるとともに、速やかに緊急輸送道路の応急復旧を行い、効率的な防災活動が展開されるように努める。

1 道路の被害状況、応急復旧状況の把握

- (1) 市は、国土交通省富山河川国道事務所、県新川土木センター、警察署等との間で国道、県道、市道等の被害状況や交通規制、応急復旧状況に関する情報交換を行う。
- (2) 市は、あらかじめ定めた緊急輸送道路を優先的にパトロールや応急復旧等を実施し、市内の道路の被害状況を把握するとともに、市民への広報に努める。

2 交通規制

市は、被災者の移送、被災地への緊急物資の輸送等の緊急輸送を確保するため必要であると認めるときは、県公安委員会（警察署）に災害対策基本法第76条に基づく交通規制を要請するとともに、市民への広報に努める。

3 緊急輸送道路の応急復旧

(1) 基本方針

市は、効果的な防災活動が展開することができるよう次の点に考慮し、市内土木建設業者の協力を得て緊急輸送道路（資料8-1 緊急輸送道路）の応急復旧を行う。

ア 消火活動、救出活動上重要な道路

イ 緊急医療計画上重要な道路（基幹病院への道路、広域医療搬送に必要な道路、後方搬送ヘリポートに通じる道路）

ウ 緊急救援物資の輸送上重要な道路

エ 広域応援受入れ上必要な道路

(2) 応援要請

被害が甚大で、市内土木建設業者で対応が難しい場合は、県に県内建設業協会、自衛隊等の応援要請を依頼する。

第19節 緊急交通路の確保

産業建設部 関係各部

道路に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、交通規制等の措置をとるとともに、速やかに緊急輸送道路の応急復旧を行い、効率的な防災活動が展開されるように努める。

具体的な施策については、第2編第2章第19節「緊急交通路の確保」に準じる。

第20節 輸送手段の確保

総務部 関係各部

災害時における応急対策を実施するにあたり、負傷者、病人の搬送、災害応急対策を実施する際に必要な人員、物資等の輸送等を迅速、的確に行うため、市は、防災関係機関と緊密な連携を図り、輸送手段を確保する。

具体的な施策については、第2編第2章第20節「輸送手段の確保」に準じる。

第21節 食料等の供給

本部室 関係各部

被災者及び災害応急事業現地従業者に対して、主食、副食、飲料水等を供給する必要性が生じた場合、県及び関係団体等との連携により、速やかに供給するよう努める。

具体的な施策については、第2編第2章第21節「食料等の供給」に準じる。

第22節 生活必需品の供給

本部室 関係各部

住家被害等により、被服、寝具その他の生活必需品を確保できない者に対して、県及び関係団体等との連携により、速やかに供給するよう努める。

具体的な施策については、第2編第2章第22節「生活必需品の供給」に準じる。

第23節 給水・水道施設応急対策

上下水道部

災害時における飲料水及び生活用水の確保は、被災者の生命維持、人心の安定を図る上で極めて重要である。市は、被災者に必要な飲料水等を迅速に供給するため、また、可能な限り速やかに給水機能の回復を図るために必要な措置を講じる。市民に対しては、応急給水の方法、復旧の見通し、飲料水の衛生確保等について広報し、市民の不安解消に努める。

具体的な施策については、第2編第2章第23節「給水・水道施設応急対策」に準じる。

第24節 下水道施設応急対策

上下水道部

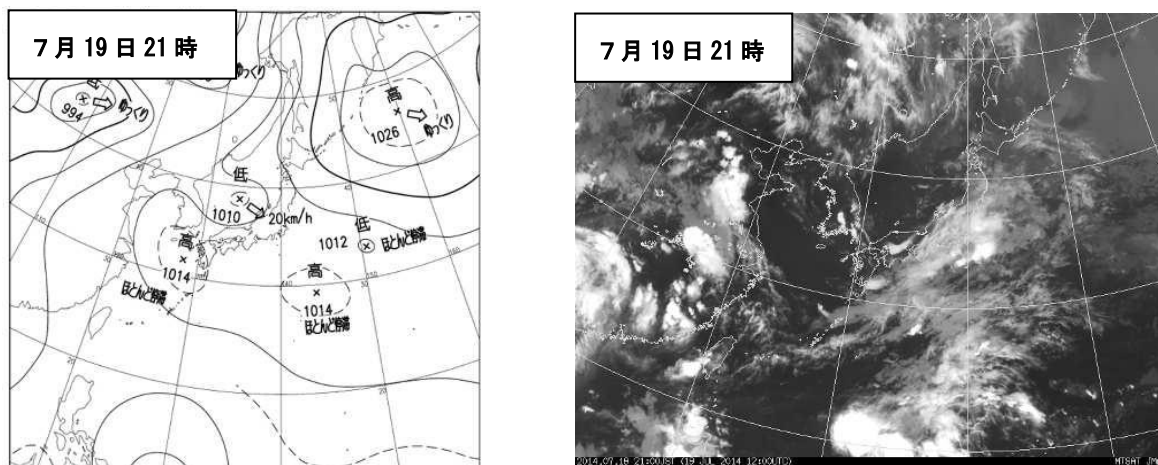
災害時においては、し尿等の処理の問題が極めて重要であることから、市は直ちに下水道施設の被害状況を調査し、必要な応急措置を講じる。また、下水道に流入する汚水の量を少なくするため、トイレの使用や入浴等の自粛の協力を住民に広報する。

具体的な施策については、第2編第2章第24節「下水道施設応急対策」に準じる。

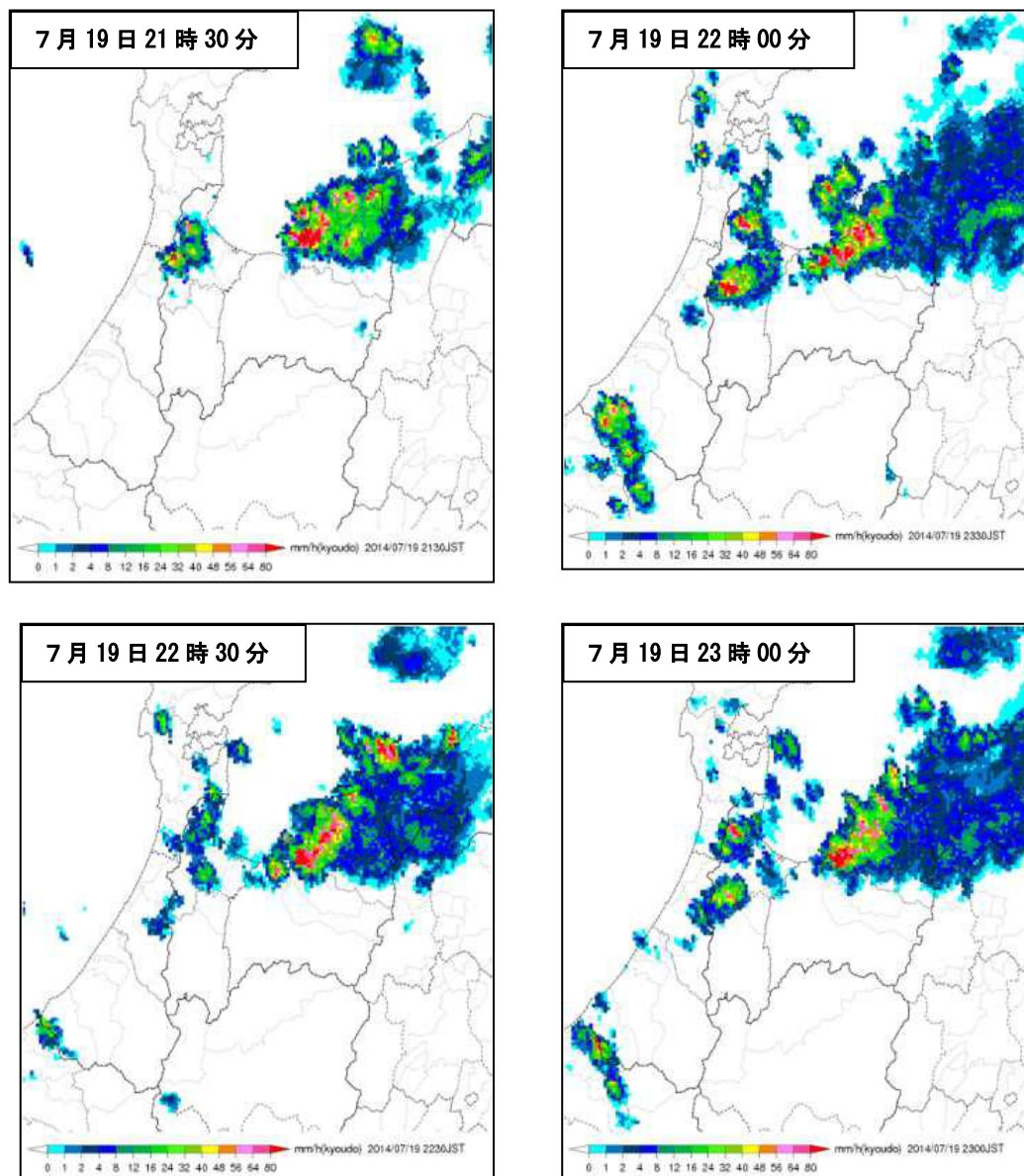
年 月 日	災害項目	記 事
平成30年（2018） 9月4日・5日	暴風 （台風21号）	台風21号が富山県に接近し、9月4日から5日にかけて暴風となった。魚津市では瞬間風速30.7mを観測し、9月の観測史上最大値となり、最大風速15.3mは統計開始以来の極値更新となった。 この暴風により、1名が転倒し負傷した。住宅のトタン破損や農林水産関係（りんご、なし、ぶどう、もも等）等の被害や、高圧電線断線による停電（道下地区）が発生した。 【用水に関する被害】 農地被害4件。水路被害1件。農道被害1件。林道被害4件。
令和元年（2019） 10月12日・13日	大雨 暴風 （台風19号）	台風19号が富山県に接近し、10月12日から13日にかけて暴風となった。魚津市では総降雨量116mm、最大瞬間風速23.1mを観測した。 避難指示等の発令は行わなかったが、大雨、暴風の影響により、市内13地区に1か所ずつ、「自主避難所」を開設（10月12日14時25分）した。自主避難所は、各地区の公民館、小学校等とした。（閉鎖 13日7時00分） この暴風により、果樹・野菜（りんご、西洋なし、白ネギ、ブロッコリー）や、林道等に被害が相次いだ。 【農地林道に関する被害】 林道1件。
令和3年（2021） 1月7日～11日	大雪	7日から11日にかけて、強い冬型の気圧配置や寒気に加え、雪雲が発生しやすい状態が長く続き、県内8観測地点のうち5カ所で1m以上の積雪があった。この大雪の影響で、車のタイヤが雪にはまる「スタック」が相次ぐなど、数日にわたり県内各地で交通障害が発生した。魚津市では24時間降雪量が、8日午前1時から9日午前1時までに66cmとなり、1997年（H9）の統計開始以降で最大を記録し、雪屋根下し時の転落や用水転落等の人的被害7件、用水溢水による床下浸水で2件、強風によるシャッター等の飛散等2件、ビニールハウスの倒壊等21件の被害が発生した。
令和4年（2022） 3月26日	暴風	26日の早朝から夕方にかけて、発達した低気圧の影響で暴風となった。魚津市では、最大瞬間風速は25.9m/s、最大風速は14.2m/sを記録し、ともに3月の観測史上最大値となった。 この暴風により、屋根板金やトタン屋根が剥がれ飛ぶ住家被害が4件、農林水産関係（ビニールハウス、豚舎、倉庫）の破損31件等の被害が発生した。人的被害は無し。

○平成26年7月19日～20日発生豪雨災害時の気象データ（富山地方気象台提供）

（1）地上天気図及び気象衛星赤外画像（平成26年7月19日21時）



（2）レーダーエコ合成図（平成26年7月19日22時00分～7月19日23時00分まで）



年	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	計	備考(「」は地震名)
1946	21	3	0	1	0	0	0	0	0	4	「南海道地震」
1947	22	1	1	0	0	0	0	0	0	2	
1948	23	3	6	5	1	0	0	0	0	15	「日高川地震」「福井地震」
1949	24	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
1950	25	2	1	0	0	0	0	0	0	3	
1951	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1952	27	2	1	2	1	0	0	0	0	6	「大聖寺地震」「吉野地震」
1953	28	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
1954	29	0	0	1	0	0	0	0	0	1	富山湾内
1955	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1956	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1957	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1958	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1959	34	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
1960	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1961	36	0	0	2	0	0	0	0	0	2	「北美濃地震」
1962	37	3	0	0	0	0	0	0	0	3	
1963	38	2	1	2	0	0	0	0	0	5	長野県西部、「越前岬沖地震」
1964	39	0	0	2	0	0	0	0	0	2	「新潟地震」、新潟県沖
1965	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1966	41	2	0	0	0	0	0	0	0	2	
1967	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1968	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1969	44	1	0	1	0	0	0	0	0	2	岐阜県中部
1970	45	2	0	2	0	0	0	0	0	4	富山県沿岸
1971	46	2	0	0	0	0	0	0	0	2	
1972	47	1	1	0	0	0	0	0	0	2	
1973	48	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
1974	49	1	1	0	0	0	0	0	0	2	
1975	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1976	51	1	2	0	0	0	0	0	0	3	
1977	52	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1978	53	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
1979	54	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
1980	55	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1981	56	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
1982	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1983	58	2	1	0	0	0	0	0	0	3	
1984	59	3	1	1	0	0	0	0	0	5	「長野県西部地震」
1985	60	2	0	1	0	0	0	0	0	3	能登半島沖
1986	61	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
1987	62	3	0	1	0	0	0	0	0	4	新潟県沖
1988	63	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1989	平成元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1990	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2	
1991	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1992	4	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
1993	5	10	2	0	1	0	0	0	0	13	能登半島沖
1994	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1995	7	4	1	1	0	0	0	0	0	6	「兵庫県南部地震」
1996	8	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
1997	9	3	0	0	0	0	0	0	0	3	
1998	10	3	0	0	0	0	0	0	0	3	岐阜県飛騨地方
1999	11	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
2000	12	0	1	0	0	0	0	0	0	1	石川県西方沖
2001	13	2	0	0	0	0	0	0	0	2	
2002	14	1	0	0	0	0	0	0	0	1	

年	1	2	3	4	5 弱	5 強	6 弱	6 強	7	計	備考（「」は地震名）
2003	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2004	16	8	5	1	0	0	0	0	0	14	「新潟県中越地震」
2005	17	2	1	0	0	0	0	0	0	3	
2006	18	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
2007	19	14	4	1	1	0	0	0	0	20	「能登半島沖地震」「新潟県中越沖地震」
2008	20	2	0	0	0	0	0	0	0	2	
2009	21	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
2010	22	2	0	0	0	0	0	0	0	2	
2011	23	11	4	0	0	0	0	0	0	15	「東北地方太平洋沖地震」
2012	24	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
2013	25	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
2014	26	0	0	1	0	0	0	0	0	1	「神城断層地震」
2015	27	2	0	0	0	0	0	0	0	2	
2016	28	4	0	0	0	0	0	0	0	4	
2017	29	2	0	0	0	0	0	0	0	2	
2018	30	4	0	0	0	0	0	0	0	4	「大阪府北部地震」
2019	令和元	1	0	0	0	0	0	0	0	1	「山形県沖地震」
2020	2	1	1	0	0	0	0	0	0	2	「石川県能登地方」
2021	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3	「石川県能登地方」
2022	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	

2022年12月31日まで記載

（資料：富山地方気象台）

3-5 防災行政無線設備

1 防災行政無線から伝達する主な情報

区 分	内 容
災害対策	避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）
気象に関する情報	緊急地震速報（震度 5 弱以上）、津波警報等、土砂災害警戒情報
国民保護に関する情報	航空攻撃、弾道ミサイル攻撃、大規模テロ・ゲリラ等による攻撃
その他	防災訓練、定時放送（18時）、試験放送等

2 同報系無線局（58.505MHz 他）

平成 27 年度デジタル化及び増設

区分	識 別 信 号	設置場所 (占用土地)	備 考
※親 局			
-	うおづし	釈迦堂1-10-1 本江3197-1 北鬼江2898-3	第1通信所（魚津市役所） 第2通信所（富山県東部消防 組合消防本部） 非常用無線局設備（ありそ ドーム）
子 局			
1	ぼうさいおおまちだいいち	本町一丁目 13-1	大町海岸公園
2	ぼうさいおおまちだいに	上口二丁目 431-18	上口ちびっこ広場
3	ぼうさいむらきだいいち	火の宮 701	港町公園
4	ぼうさいむらきだいに	村木町 101	村木公民館
5	ぼうさいむらきだいさん	村木字定坊割 2500-1	海の駅蜃気楼
6	ぼうさいしもなかにまだいいち	三ヶ 2921	三ヶ公民館
7	ぼうさいしもなかにまだいに	三ヶ字前田 1598-3	魚津水族館
8	ぼうさいしもなかにまだいさん	慶野 172-2	下中島公民館
9	ぼうさいしもなかにまだいよん	宮津字高山 1520-1	宮津八幡宮
10	ぼうさいしもなかにまだいご	川縁 262	学校給食センター
11	ぼうさいかみなかにまだいいち	吉野字神田 1263-9	旧上中島小学校
12	ぼうさいかみなかにまだいに	下椿 38-3	もくもくホール
13	ぼうさいまつくらだいいち	北山字前田割 766	北山農村集落センター
14	ぼうさいまつくらだいに	鹿熊字地獄谷 40-1	旧松倉小学校
15	ぼうさいまつくらだいさん	観音堂 1638-2	とみり 1 号開発広場
16	ぼうさいかみのがただいいち	大海寺新 705-1	魚津市除雪機械格納庫

17	ぼうさいほんごうだいいち	新金屋一丁目 1305	新金屋公園
18	ぼうさいほんごうだいに	友道字中沼 1810-2	西部中学校
19	ぼうさいほんごうだいさん	本江一丁目 4	よつば小学校
20	ぼうさいほんごうだいよん	大光寺字坊丸 1263-1	市障害者交流センター
21	ぼうさいほんごうだいが	新金屋二丁目 1302	上村木 2 号公園
22	ぼうさいかたかいだいいち（再送信子局）	貝田新字島中 261-2	貝田新公民館
23	ぼうさいかたかいだいに（61.700MHz）	島尻 818-1	片貝コミュニティセンター
24	ぼうさいかづみだいいち	高畠字大坪 1610	東部中学校
25	ぼうさいかづみだいに	吉島 432	清流小学校
26	ぼうさいかづみだいさん	横枕 729-2	横枕浄配水場
27	ぼうさいかづみだいよん	六郎丸 1256	農村環境改善センター（加積公民館）
28	ぼうさいみちしだいいち	仏田 876-1	小川田住宅
29	ぼうさいみちしだいに	緑町 109	道下公園
30	ぼうさいみちしだいさん	北鬼江字中村 417	すずめ児童センター
31	ぼうさいみちしだいよん	仏田 3858-6	仏田地内
32	ぼうさいみちしだいが	青島 1003-1	青島なかよし公園
33	ぼうさいみちしだいろく	北鬼江 2899-1	ありそドーム
34	ぼうさいきょうでんだいいち	経田中町字霜月田 558	消防団経田分団詰所
35	ぼうさいきょうでんだいに	浜経田字下西光寺 634	経田小学校
36	ぼうさいきょうでんだいさん	経田西町 10-90	経田西町地内
37	ぼうさいてんじんだいいち	東山 320-1	東山公民館
38	ぼうさいてんじんだいに（再送信子局）	東尾崎 1045	川の瀬公園
39	ぼうさいてんじんだいさん	天神野新 220	天神公民館
40	ぼうさいにしふせだいいち（61.700MHz）	小川寺 138	旧西布施保育園
41	ぼうさいにしふせだいに（61.700MHz）	布施爪 781	布施爪コミュニティセンター
42	ぼうさいにしふせだいさん	蛇田 537-1	蛇田公民館
43	市役所屋上トランペット（有線）	釈迦堂 1-10-1	魚津市役所

※親局 ・操作卓（魚津市役所防災無線室）・遠隔制御装置（富山県東部消防組合消防本部）・非常用無線局設備（ありそドーム）

※ 戸別受信機（防災ラジオ）の主な配置先

保育園、幼稚園、児童センター、小学校、中学校、高等学校、大学校、公民館、医療関係施設、福祉関係施設、区長会長、自主防災組織関係者、消防関係者など。

4 避難等に関する資料

4-1 市指定緊急避難場所、指定避難所

●災害対策基本法第49条の4、災害対策基本法施行令第20条の3～5、災害対策基本法施行規則第1条の3～6に基づく指定緊急避難場所及び災害対策基本法第49条の7、災害対策基本法施行令第20条の6に基づく指定避難所を基準に基づき指定する。

- ① 指定緊急避難場所・・・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所。
 ② 指定避難所・・・災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。

【○】…使用可能 【×】…使用できない 【－】…災害該当区域外

●指定避難所における収容人員：屋内施設の有効床面積÷(3.3㎡×0.5)×70%(スペース)

1人当たり：2.36㎡(共有スペース含む)

地区	施設名称	所 在 地	指定避難所		海拔 (m)	指定緊急避難場所						
			指定の 有無	収容 人員		大規模 火災	洪水		土砂 災害	地震	津波	備考 ※3
							計画規模 ※1	想定最大規模 ※2				
大町	旧大町小学校	本町1-10-39	○	948	4.0	○ グラウンド	○	○ 2階以上	-	○	○	洪水浸水深0.5～3.0m
	大町コミュニティセンター	本町1-1-10	○	188	2.0	×	○ 2階以上	○ 2階以上	-	○	○ 2階以上	洪水浸水深0.5～3.0m 津波浸水深0.5～1.0m
村木	村木コミュニティセンター	村木町1-21	○	946	9.0	○ グラウンド	○	○ 2階以上	-	○	○	洪水浸水深0.5～3.0m
	港町公園	火の宮町701	×	-	3.9	○	×	×	-	×	×	
	村木公園	火の宮町1603	×	-	6.0	○	×	×	-	×	×	
	道下公園	緑町109	×	-	10.4	○	×	×	-	×	×	
下中島	星の杜小学校	住吉203	○	927	7.0	○ グラウンド	○	○ 2階以上	-	○	○	洪水浸水深0.5～3.0m
	下中島公民館	慶野172-2	○	76	11.0	×	○	○	-	○	-	
	新川文化ホール	宮津110	○	512	8.0	○ 屋外	○ 2階以上	○ 2階以上	○	○	-	洪水浸水深3.0～5.0m
	北陸職業能力開発大学校	川縁1289-1	○	270	30.0	○ 屋外	○	○ 2階以上	-	○	-	洪水浸水深0.5～3.0m
	住吉公園	住吉3129	×	-	4.0	○	×	×	-	×	×	
	魚津総合公園	三ヶ1605	×	-	8.9	○	×	×	-	×	×	
	早月川緑地公園	吉野地先	×	-	57.0	○	×	×	-	×	×	
上中島	旧上中島小学校	吉野1263	○	481	55.0	○ グラウンド	○	○	○	○	-	
	上中島多目的交流センター	下椿8	○	233	98.0	○ 屋外	○	○	○	○	-	
松倉	旧松倉小学校	鹿熊11	○	492	54.0	○ グラウンド	○	○ 3階以上	○	○	-	洪水浸水深3.0～5.0m
	松倉保育園	金山谷2899-2	○	81	32.0	×	○	×	○	○	-	洪水浸水深0.5～3.0m
	坪野山村広場	坪野1884	×	-	271.0	○	-	-	×	×	-	
	旧白倉小学校グラウンド	鉢1537	×	-	187.0	○	-	-	×	×	-	
	とみ里1号開発広場	観音堂1637-3	×	-	32.0	○	×	×	-	×	-	
上野方	旧上野方小学校体育館	大海寺野1373	○	267	90.0	○ グラウンド	○	○	○	○	-	
	上野方コミュニティセンター	大海寺野1370	○	100	84.0	×	○	○	○	○	-	
	桃山運動公園	出字桃山36	○	652	175.0	○ 屋外	○	○	○	○	-	
本江	よつば小学校	本江1041	○	1338	19.0	○ グラウンド	○	○ 2階以上	-	○	○	洪水浸水深0.5～3.0m
	西部中学校	友道212	○	1699	10.0	○ グラウンド	○	○ 2階以上	-	○	○	洪水浸水深0.5～3.0m

地区	施設名称	所 在 地	指定避難所		海拔 (m)	指定緊急避難場所						
			指定の有無	収容人員		大規模 火災	洪水		土砂 災害	地震	津波	備考 ※3
							計画規模 ※1	想定最大規模 ※2				
本江	本江公民館	友道 1401	○	137	16.0	×	○	○	-	×	○	
	旧総合体育館	本江 3311	○	935	33.0	○ グラウンド	○	○ 2 階以上	-	×	-	洪水浸水深 0.5～3.0m
	新金屋公園	新金屋 1-1305	×	-	14.6	○	×	×	-	×	-	
	下村木 2 号公園	新金屋 1-701	×	-	13.8	○	×	×	-	×	-	
片貝	片貝コミュニティセンター	島尻 818	○	546	157.0	○ グラウンド	○ 2 階以上	○ 2 階以上	○	○	-	洪水浸水深 0.5～3.0m
加積	清流小学校	吉島 432	○	942	40.0	○ グラウンド	○	○ 2 階以上	○	○	-	洪水浸水深 0.5～3.0m
	東部中学校	吉島 1934	○	1760	23.0	○ グラウンド	○	○ 2 階以上	-	○	-	洪水浸水深 0.5～3.0m
	農村環境改善センター（加積公民館）	六郎丸 1062	○	269	48.0	○ 屋外	○	○ 2 階以上	○	○	-	洪水浸水深 0.5～3.0m
	魚津高校	吉島 945	○	2591	23.0	○ グラウンド	○	○ 2 階以上	-	○	-	洪水浸水深 0.5～3.0m
	新川高校	吉島 1350	○	1856	44.0	○ グラウンド	○	○ 2 階以上	○	○	-	洪水浸水深 0.5～3.0m
	吉島 1 号公園	吉島 2-801	×	-	25.0	○	×	×	-	×	-	
	上村木公園	上村木 1-503	×	-	19.9	○	×	×	-	×	-	
	上村木 2 号公園	新金屋 2-1302	×	-	20.0	○	×	×	-	×	-	
	上村木 3 号公園	上村木 2-1201	×	-	24.0	○	×	×	-	×	-	
道下	道下小学校	北鬼江 2741	○	922	12.0	○ グラウンド	○	○ 2 階以上	-	○	○	洪水浸水深 0.5～3.0m
	道下公民館	北鬼江 2-14-15	○	127	13.0	×	○	○	-	○	○	
	ありそドーム	北鬼江 2898-3	○	1740	8.0	○ 屋外	○	○	-	○	○	
	市役所前公園	釈迦堂 1-1001	×	-	19.3	○	×	×	-	×	×	
	本新 1 号公園	本新町 1706	×	-	12.2	○	×	×	-	×	×	
	北鬼江 1 号公園	北鬼江 2-705	×	-	14.3	○	×	×	-	×	×	
	北鬼江 2 号公園	北鬼江 2-1803	×	-	12.6	○	×	×	-	×	×	
経田	経田小学校	浜経田 665-3	○	786	7.0	○ グラウンド	○	○ 2 階以上	-	○	○	洪水浸水深 0.5～3.0m
	経田公民館	浜経田 466	○	179	7.0	×	○	○	-	○	○	
	魚津工業高校	浜経田 3338	○	1721	5.0	○ グラウンド	○ 2 階以上	○ 3 階以上	-	○	○	洪水浸水深 3.0～5.0m
	江口農村広場	西尾崎地先	×	-	33.0	○	×	×	-	×	-	
天神	新川学びの森天神山交流館	天神野新 147-1	○	1962	100.0	○ 屋外	○	○	○	一部 ○	-	
	天神公民館	天神野新 220	○	299	81.0	○ グラウンド	○	○	○	○	-	
	新川みどり野高校	木下新 144	○	1392	10.0	○ グラウンド	○	○ 2 階以上	-	○	-	洪水浸水深 0.5～3.0m
	天神山野球場	小川寺 5995	×	-	105.0	○	×	×	-	×	-	
	川の瀬公園	東尾崎 5497-62	×	-	22.0	○	×	×	-	×	-	
西布施	西布施地域活性化センター	長引野 1290-3	○	270	67.0	○ グラウンド	○	○	○	○	-	グラウンド土砂災害警戒区域内

※1 魚津市が平成 20 年 3 月時点で公表した洪水ハザードマップに基づく大雨（50 年確率）によって洪水が発生した場合

※2 魚津市が令和元年 10 月時点で公表した洪水ハザードマップに基づく大雨（1000 年確率）によって洪水が発生した場合

※3 洪水浸水深は想定最大規模

令和 5 年 4 月現在

5 要配慮者利用施設に関する資料

5-1 高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上配慮を要する者が利用する施設

No.	施 設 名 称	所 在 地	電話番号	危険要因							
				河川名					洪水想定 浸水深 (m)	土砂災 害危険 箇所等	津波想定 浸水深 (呉羽山 断層帯： 海岸保全 施設なし) (m)
				早 月 川	角 川	鴨 川	片 貝 川	布 施 川			
1	魚津こども園	本町 1-4-9	22-0469		○				0.5～3.0		0
2	魚津市身体障害者 デイサービスセンター	本町 1-4-32	22-1250		○	○	○		0.5～3.0		0
3	大町幼稚園	本町 1-10-39	23-9174		○				0.5～3.0		0
4	小規模多機能型居宅 介護事業所「小津の里」	本町 2-8-12	24-6111		○	○	○		0.5～3.0		0
5	ディケアステーション かがやき	新角川 1-8-4	22-1262		○	○	○		3.0～5.0		0
6	川原保育園	双葉町 4-3	22-0543			○	○		0.5～3.0		0
7	道下保育園	緑町 1-30	23-9179			○	○		0～0.5		0
8	わかくさ作業所むらき	村木 11-16	22-1833			○	○		0.5～3.0		0
9	魚津にじいろこども園	住吉 251	22-1378								0
10	新川老人保健施設	住吉 236	24-3080								0
11	新川病院	住吉 236	24-3800								0
12	住吉デイサービスセンター	住吉 2523-2	32-5154								0
13	えがおのぼびい	吉野 476-2	32-5305								0
14	松倉保育園	金山谷 2899-2	33-8008		○				0.5～3.0		0
15	デイサービスちょうろく	石垣 388-2	23-6511								0
16	ショートステイ ちょうろく	石垣 388-2	23-6511								0
17	老人保健施設 ちょうろく	石垣 389	23-6388							○	0
18	介護療養型老人保健施設 ちょうろく	石垣 389	23-6366							○	0
19	グループホーム ちょうろく	石垣 389	23-6399							○	0
20	つばめ児童センター	新金屋 1-12-50	23-5133			○	○		0.5～3.0		0
21	魚津チューリップ苑	新金屋 2-6-2	22-5121			○	○		0～0.5		0
22	魚津第二こども園	新金屋 2-13-2	22-1301			○	○		0.5～3.0		0
23	魚津チューリップ苑 2号館	下村木町 3396	22-0012			○	○		0.5～3.0		0
24	パティオしらゆり	本江 1090	25-0333								0
25	ほんごうこども園	本江 1390-3	24-4600			○	○		0.5～3.0		0
26	本江デイサービス ちょうろく	本江 1616	23-6523			○	○		0.5～3.0		0
27	住宅型有料老人ホーム 本江ちょうろくハウス	本江 1616	23-6522			○	○		0.5～3.0		0
28	病児・病後児保育室 「キッズベアー」	本江 3354	24-7793								0
29	ガーデンヒルズ本江	本江 3354	24-7783								0

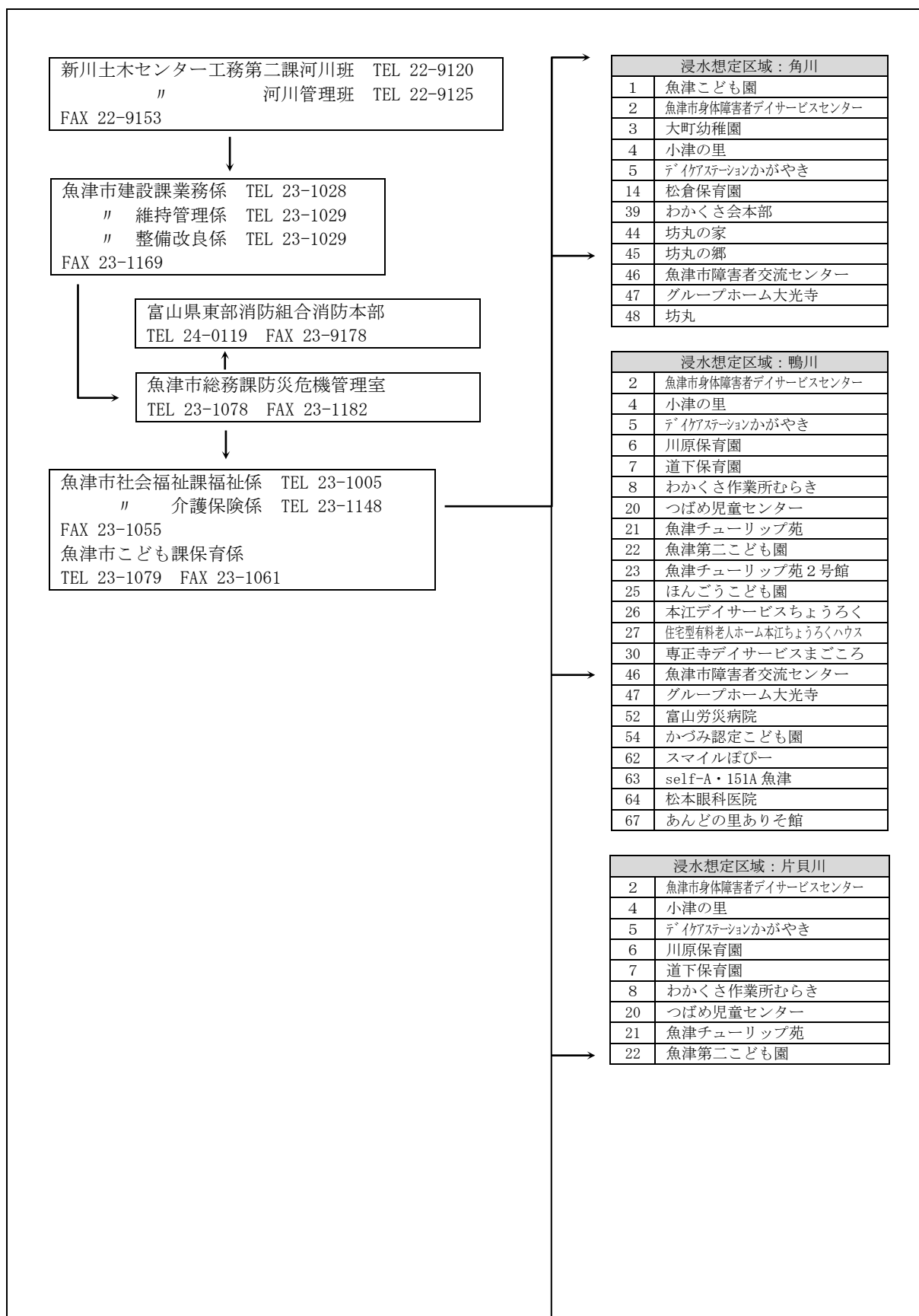
No.	施設名称	所在地	電話番号	危険要因							
				河川名					洪水想定 浸水深 (m)	土砂災害危険箇所等	津波想定 浸水深 (呉羽山 断層帯: 海岸保全 施設なし)(m)
				早月川	角川	鴨川	片貝川	布施川			
30	専正寺デイサービス まごころ	本江新町 9-8	23-5980			○	○		0～0.5		0
31	つくし学園	友道 373-2	24-3240								0
32	魚津ハウス	友道 780	22-8866								0
33	魚津老人保健施設	友道 789	24-7691								0
34	魚津病院	友道 789	24-7671								0
35	魚津緑ヶ丘病院	大光寺 287	22-1567								0
36	グループホームみどり	大光寺 287	23-0256								0
37	新川ハイツ	大光寺 321	24-9595								0
38	わかくさ会本部	大光寺 1010-14	55-4126		○				0.5～3.0		0
39	わかくさ作業所	大光寺 450	22-5469								0
40	新川ヴィーラ デイサービスセンター	大光寺 450	22-2879								0
41	新川ヴィーラショートステイ	大光寺 450	24-6870								0
42	特別養護老人ホーム 新川ヴィーラ	大光寺 450	24-6126								0
43	魚津市西部 デイサービスセンター	大光寺 467-1	32-5566								0
44	坊丸の家	大光寺 1229	24-3335		○		○		0.5～3.0		0
45	坊丸の郷	大光寺 1234	23-5333		○		○		3.0～5.0		0
46	魚津市障害者 交流センター	大光寺 1235	23-5260		○	○	○		3.0～5.0		0
47	グループホーム大光寺	大光寺 1242-1	22-1313		○	○	○		3.0～5.0		0
48	坊丸	大光寺 1251	24-8330		○				3.0～5.0		0
49	片貝保育園	島尻 818	32-9005				○		3.0～5.0		0
50	片貝デイサービスセンター	島尻 850-1	32-7711				○		0～0.5		0
51	地域密着型特別養護老人 ホーム片貝ヴィーラ	島尻 1520	32-7700				○		0～0.5		0
52	富山労災病院	六郎丸 992	22-1280			○	○		3.0～5.0		0
53	ひばり児童センター	六郎丸 1250-1	23-0500				○		0.5～3.0		0
54	かづみ認定こども園	吉島 132	22-6351			○	○		0～0.5		0
55	ぬくもりハウス 2 号館	吉島 200-1	24-6600				○		0～0.5		0
56	ぬくもりハウス 3 号館	吉島 200-1	24-6600				○		0～0.5		0
57	魚津病院 吉島デイサービス	吉島 200-3	24-6630								0
58	こみゅにていはうす愛夢	吉島 553-1	22-5789				○		0.5～3.0		0
59	吉島保育園	吉島 729	22-0802				○		0～0.5		0
60	うちくる魚津労災病院前	吉島 81-5	—				○		0.5～3.0		
61	魚津市東部 デイサービスセンター	吉島 1095-2	22-7772				○		0.5～3.0		0
62	魚津地域福祉事務所 スマイルぽぴー	上村木 1-6-5	23-4035			○	○		0～0.5		0

No.	施 設 名 称	所 在 地	電話番号	危険要因							
				河川名					洪水想定 浸水深 (m)	土砂災害危険箇所等	津波想定 浸水深 (呉羽山 断層帯: 海岸保全 施設なし)(m)
				早月川	角川	鴨川	片貝川	布施川			
63	self-A・151A 魚津	上村木 1-8-6	55-1511			○	○		0～0.5		0
64	松本眼科医院	釈迦堂 1-11-5	23-1200			○	○		0.5～3.0		0
65	魚津オレンジ	北鬼江 142-1	32-3364				○		0.5～3.0		0
66	すずめ児童センター	北鬼江 418-1	23-0522				○		0～0.5		0
67	デイサービス あんの里ありそ館	北鬼江 1177	24-1680			○	○		0～0.5		0
68	障害者支援施設ひゞき	仏田 3468	22-8843								0
69	ショートステイひゞき	仏田 3468	22-8843								0
70	あんの里 デイサービスセンター	仏田 3468	22-8808								0
71	特別養護老人ホーム あんの里	仏田 3468	22-8808								0
72	青島保育園	青島 195-9	23-9171				○		0.5～3.0		0
73	NPO こっころ	寿町 12-28	32-5723				○		3.0～5.0		0.5～1.0
74	経田 デイサービスセンター	東町 12-1	24-8472				○		3.0～5.0		0
75	しんきろうハウス	東町 12-1	24-8866				○		3.0～5.0		
76	かもめ児童センター	浜経田 1096	23-1777				○		0.5～3.0		0
77	経田保育園	経田西町 1-32	23-9170				○		0～0.5		0
78	小規模多機能型居宅介護 事業所「経田ちょうろく」	経田西町 10-90	32-5143				○		0.5～3.0		0.01～0.3
79	デイサービスむすびの里	天王 15	32-3637				○		0.5～3.0		0
80	ワークサポートあゆみ	立石 161	24-4865				○		0～0.5		0
81	ショートステイりんごの家	立石 205-2	23-0009								0
82	魚津神経サナトリウム	江口 1784-1	22-3486				○		0.5～3.0		0
83	ひかり荘	東尾崎 1076-1	31-7646								0
84	深川病院	東尾崎 3484-1	31-6200					○	0.5～3.0		0
85	深川病院 デイサービスセンター	東尾崎 3484-1	31-6200					○	0.5～3.0		0
86	天神保育園	東尾崎 5471-1	31-7585				○		0.5～3.0		0
87	グループホーム天神 金さん銀さん	天神野新 671	31-9085								0
88	ぶどうの森	小川寺字天神山 5852	31-6030								0
89	住宅型 有料老人ホーム北山	北山 476-1	33-9311							○	0

令和5年4月1日現在

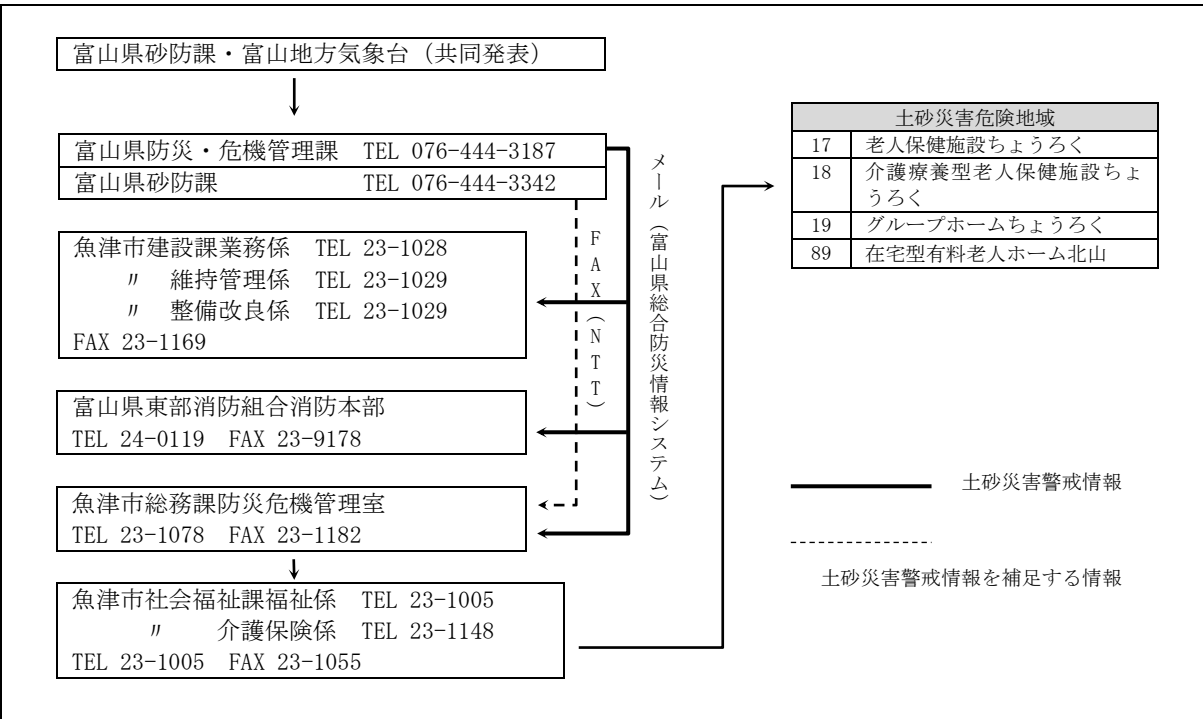
5-2 高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上配慮を要する者が利用する施設への情報伝達

■河川の水位情報（避難判断水位情報等）の伝達経路図



		浸水想定区域：片貝川	
23	魚津チューリップ苑2号館		
25	ほんごうこども園		
26	本江デイサービスちょうろく		
27	住宅型有料老人ホーム本江ちょうろくハウス		
30	専正寺デイサービスまごころ		
44	坊丸の家		
45	坊丸の里		
46	魚津市障害者交流センター		
47	グループホーム大光寺		
49	片貝保育園		
50	片貝デイサービスセンター		
51	片貝ヴィーラ		
52	富山労災病院		
53	ひばり児童センター		
54	かつみ認定こども園		
55	ぬくもりハウス2号館		
56	ぬくもりハウス3号館		
57	こみゅにていはうす愛夢		
59	吉島保育園		
60	うちくる魚津労災病院前		
61	魚津市東部デイサービスセンター		
62	スマイルぼびー		
63	self-A・151A 魚津		
64	松本眼科医院		
65	魚津オレンジ		
66	すずめ児童センター		
67	あんどの里ありそ館		
72	青島保育園		
73	NPOこっころ		
74	経田デイサービスセンター		
75	しんきろうハウス		
76	かもめ児童センター		
77	経田保育園		
78	経田ちょうろく		
79	デイサービスむすびの里		
80	ワークサポートあゆみ		
82	魚津神経サナトリウム		
86	天神保育園		
		浸水想定区域：布施川	
84	深川病院		
85	深川病院デイサービスセンター		

■土砂災害情報（土砂災害警戒情報等）の伝達経路図



8 輸送に関する資料

8-1 緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路

県内外の広域的な輸送に不可欠な、北陸自動車道等の高速道路、一般国道（指定区間）とインターチェンジ及び輸送拠点（空港、重要港湾）を結ぶ幹線道路

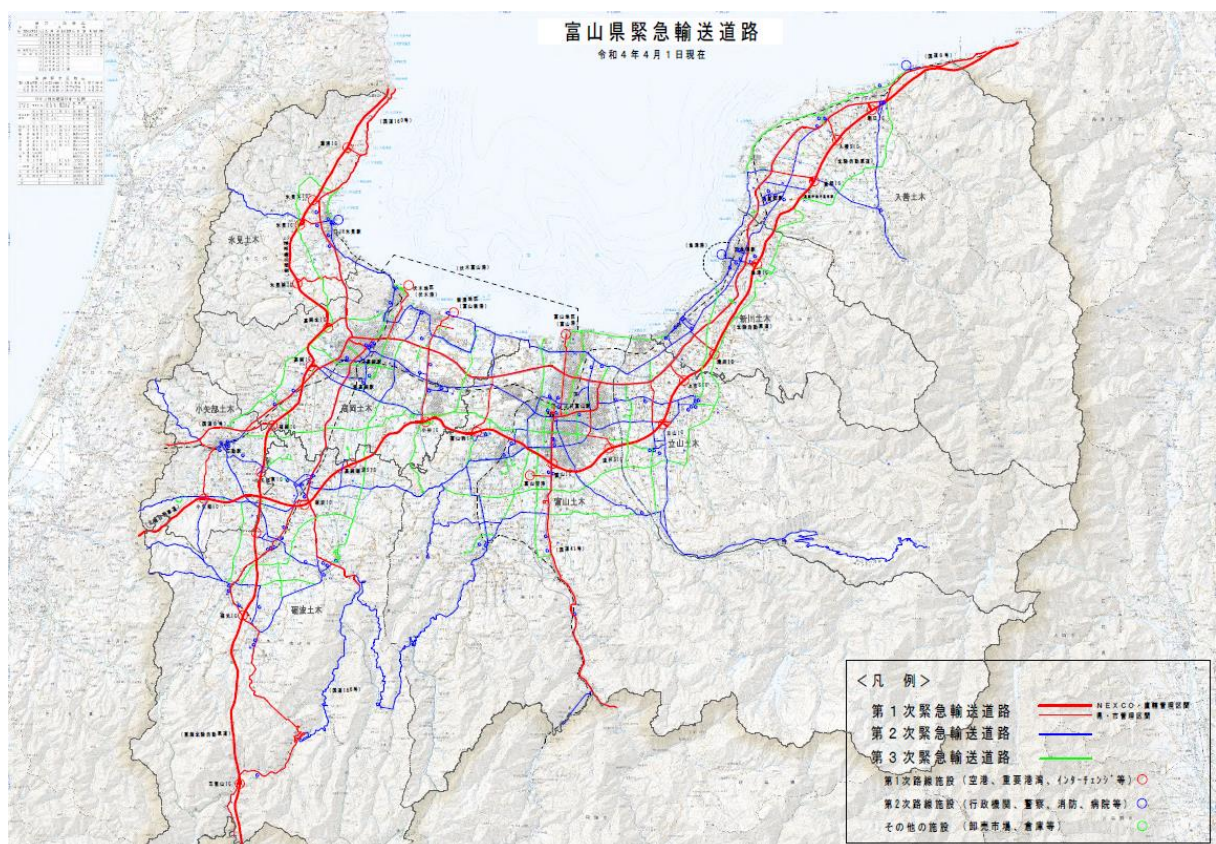
第2次緊急輸送道路

第1次緊急通行確保路線とネットワークを構築し、市町村対策本部や主要な防災拠点（行政機関、主要駅、警察署、消防署、災害医療センター、自衛隊等）を連絡する幹線道路

第3次緊急輸送道路

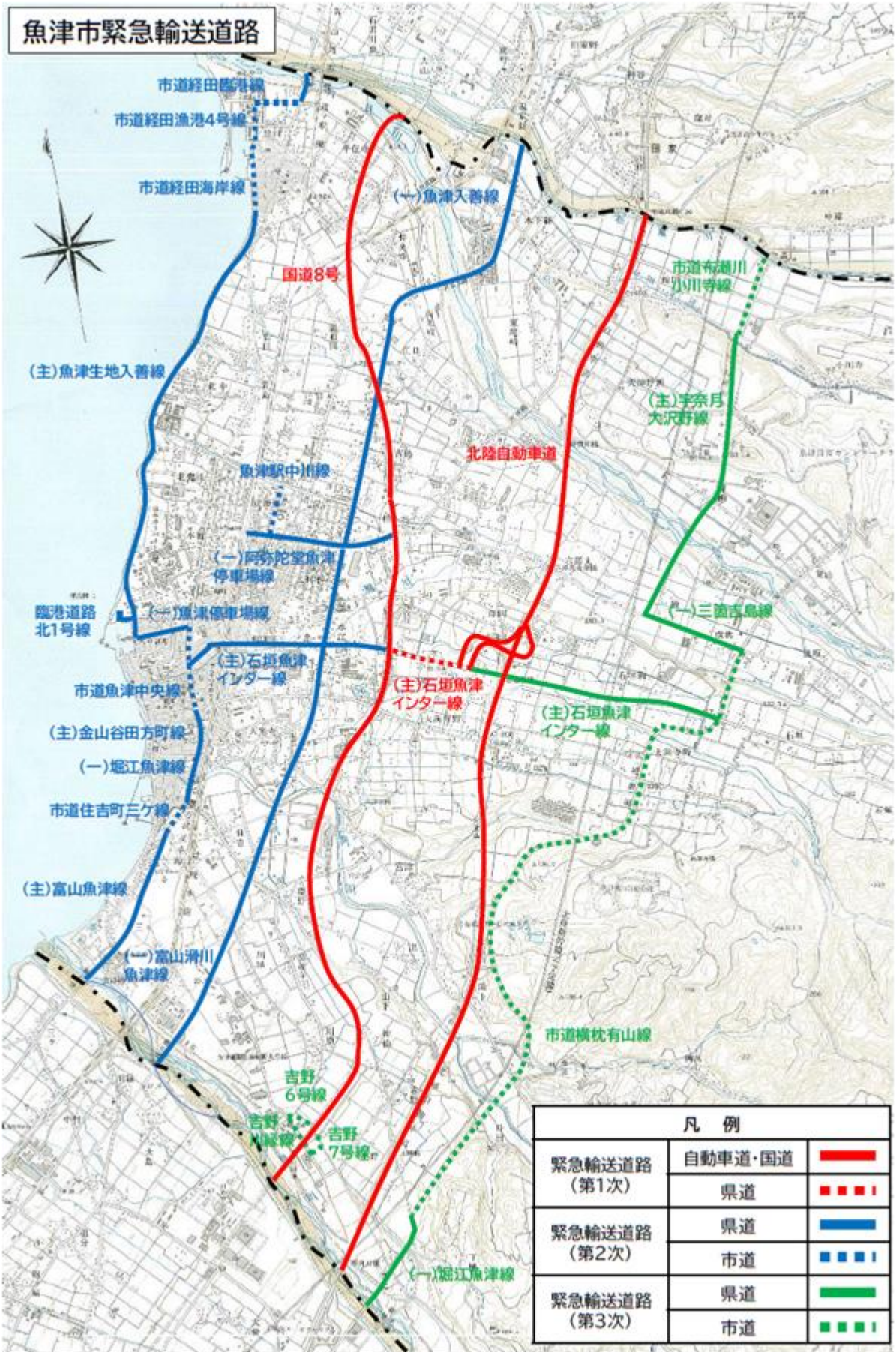
上記路線を相互に補完する幹線道路

富山県緊急輸送道路（令和4年4月1日改定）



魚津市緊急輸送道路（令和4年4月1日時点）

指定区分	路線名	車線数	管理者	区間
第1次	北陸自動車道	4	中日本高速道路(株)	
〃	国道8号	2	国土交通省	
〃	(主)石垣魚津インター線	4	富山県	印田～本江
第2次	(主)富山魚津線	2	〃	市境（滑川市）～住吉
〃	(主)魚津生地入善線	2	〃	港町～経田西町
〃		2	〃	寿町～浜経田
〃	(主)金山谷田方町線	2	〃	新角川～新宿
〃	(主)石垣魚津インター線	2	〃	本江～中央通り
〃	(一)阿弥陀堂魚津停車場線	4	〃	上村木～釈迦堂
〃	(一)阿弥陀堂魚津停車場線	2	〃	吉島～上村木
〃	(一)魚津停車場線	2	〃	港町～末広町
〃	(一)富山滑川魚津線	2	〃	市境（滑川市）～江口
〃	(一)堀江魚津線	2	〃	上口～新角川
〃	(一)魚津入善線	2	〃	江口～木下新
〃	市道住吉町三ヶ線	2	魚津市	住吉～新住吉
〃	市道魚津中央線	2	〃	新宿～末広町
〃	市道経田海岸線	2	〃	経田西町～東町
〃	市道経田漁港4号線	2	〃	東町～東町
〃	市道経田臨港線	2	〃	東町～寿町
〃	魚津駅中川線	2	〃	釈迦堂～釈迦堂
〃	臨港道路北1号線	2	富山県	釈迦堂～釈迦堂
第3次	(主)石垣魚津インター線	2	〃	石垣～石垣新
〃	〃	4	〃	石垣新～印田
〃	(主)宇奈月大沢野線	2	〃	小川寺～横枕
〃	(一)三箇吉島線	2	〃	袋～横枕
〃	(一)堀江魚津線	2	〃	市境（滑川市）～有山
〃	市道布施川小川寺線	2	魚津市	蛇田～小川寺
〃	市道横枕有山線	2	〃	横枕～有山
〃	吉野6号線	2	〃	吉野～吉野
〃	吉野7号線	2	〃	吉野～吉野
〃	吉野川縁線	2	〃	吉野～吉野



令和 4 年 4 月 1 日時点

8-2 緊急通行車両等の事前届出・確認制度

1 制度の概要

災害発生又は発生しようとしている場合、応急措置の実施に必要な緊急交通路を確保し、交通規制により一般車両の通行が禁止又は制限され、緊急通行車両等を優先して通行させることになる。緊急交通路を通行する場合は、緊急通行車両確認証明書と標章が必要となるが、緊急通行車両等の事前届出・確認制度とは、緊急通行車両や規制除外車両であることについて、事前に審査を受けることを可能として、災害時における確認事務の効率化を図る目的で定められた制度である。

2 緊急通行車両

- (1) 指定行政機関等（指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関の保有車両）
- (2) 指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両
- (3) 災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両

災害対策基本法 第 50 条第 1 項 ※防災計画等に基づき災害応急対策に使用する計画がある車両	ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項 イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項 ウ 被災者の救難、救助その他の保護に関する事項 エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 オ 施設及び整備の応急の復旧に関する事項 カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に関する事項 ク 緊急輸送の確保に関する事項 ケ その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項
大規模地震対策特別措置法 第 21 条第 1 項 ※警戒宣言発令時において地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両	ア 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項 イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項 ウ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護に関する事項 エ 施設及び施設の整備及び点検に関する事項 オ 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項 カ 緊急輸送の確保に関する事項 キ 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他の応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項 ク その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

10 危険区域等に関する資料

10-1 災害危険地域一覧表

魚津市	急傾斜地崩壊 危険箇所			左記以外 の建築基 準法によ る災害区 域	地すべり危険箇所							
	指定 (区域数)	未指定	計		国土交通省分		林野庁分 (地域数)		農林水産省 農村振興局分		計	
					指定	未指定	指定	未指定	指定	未指定	指定	未指定
	30(22)	107	137(22)	0	6	4	10(10)	6	2	7	18	17

砂防指定地	土石流危険渓流	土砂災害警戒区域							
		急傾斜地の崩壊		土石流		地滑り		計	
			うち特別警戒区域		うち特別警戒区域		うち特別警戒区域		うち特別警戒区域
86	92	127	126	86	60	34	0	247	186

崩壊土砂流出危険地区	山腹崩壊危険地区	老朽ため池	なだれ危険箇所	
			国土交通省分	林野庁分
65	46	12	57	28

土砂災害警戒区域 R 4. 9 魚津市建設課

その他 R 4. 3 富山県地域防災計画

10-2 急傾斜地崩壊危険箇所

ランクⅠ：人家5戸以上の箇所

番号	箇所名	所在地 (大字)	延長 (m)	面積 (ha)	備考
170	東蔵(1)	東蔵	720	6.17	
171	東蔵(2)	東蔵	210	1.82	
174	平沢(1)	平沢	250	1.49	
175	黒谷(1)	黒谷	300	1.01	
179	東城(1)	東城	140	0.17	
180	長引野(1)	長引野	300	0.54	
181	東城(2)	東城	300	1.92	
182	布施爪(1)	布施爪	340	0.81	
183	長引野(2)	長引野	600	2.40	
184	布施爪(2)	布施爪	350	1.50	
185	小川寺(1)	小川寺	170	0.73	
186	長引野(3)	長引野	460	1.15	
187	大菅沼	大菅沼	150	0.78	
191	小川寺(2)	小川寺	600	3.07	
193	小川寺(3)	小川寺	300	0.77	
196	石垣(1)	石垣	100	0.35	
209	虎谷	虎谷	320	1.91	
210	小川寺(4)	天神山	170	0.57	
213	横枕(7)	横枕	130	0.52	
214	坪野	坪野	200	0.35	
215	北山(1)	北山	330	1.27	
216	蛇田(1)	蛇田	740	3.33	
217	大海寺新(1)	大海寺新	150	0.76	
220	石垣(2)	石垣	210	0.55	
223	池谷(1)	池谷	320	2.37	
225	小菅沼(1)	小菅沼	150	0.38	
230	蛇田(2)	蛇田	530	2.12	
234	稗畠	稗畠	320	2.29	
236	大海寺新(2)	大海寺新	150	0.46	
239	鹿熊	鹿熊	140	0.50	
243	六郎丸(1)	六郎丸	130	0.26	
244	金山谷(1)	金山谷、観音堂	370	1.17	
246	鹿熊	鹿熊	230	1.10	
248	六郎丸	六郎丸	130	0.26	
250	金山谷(2)	金山谷	350	1.75	
251	六郎丸(3)	六郎丸	220	0.34	
252	大海寺新(3)	大海寺新	550	1.37	
253	金山谷(3)	金山谷	320	1.01	
256	室田	室田	250	1.00	
258	金山谷(4)	金山谷	290	1.04	
259	金山谷(5)	金山谷	650	2.05	
260	金山谷(6)	金山谷、鹿熊	140	0.35	
262	観音堂	観音堂	410	3.51	
264	湯上(1)	湯上	260	0.72	
267	升田(1)	升田	330	1.57	
268	升方	升方	160	0.34	
269	升田(2)	升田	220	0.66	
271	宮津	宮津	290	0.52	
275	湯上(2)	湯上	320	1.39	
277	大海寺新(4)	大海寺野	100	0.36	

番号	箇所名	所在地 (大字)	延長 (m)	面積 (ha)	備考
278	下椿	下椿	150	0.75	
279	升田(3)	升田	380	0.57	
280	大光寺	大光寺	260	0.68	
281	出(1)	出	200	0.40	
282	有山	有山	360	0.62	
283	出(2)	出	300	0.45	

ランクⅡ：人家１～４戸の箇所

番号	箇所名	所在地 (大字)	延長 (m)	面積 (ha)	備考
168	黒沢(1)	黒沢	110	0.23	
169	黒沢(2)	黒沢	100	0.35	
172	山女(1)	山女	110	0.94	
173	山女(2)	山女	230	0.82	
176	黒谷(1)	黒谷	140	0.76	
177	黒谷(2)	黒谷	180	0.97	
178	東城	東城	300	3.30	
188	長引野(1)	長引野	190	0.23	
189	長引野(2)	長引野	90	0.23	
190	島尻	島尻	80	0.12	
192	石垣(1)	石垣	90	0.47	
194	東山(1)	東山	170	1.01	
195	道坂	道坂	90	0.15	
197	東山(2)	東山	160	0.48	
198	石垣(2)	石垣	140	1.21	
199	石垣(3)	石垣	80	0.35	
200	小川寺	小川寺	130	0.34	
201	石垣(4)	石垣	150	0.65	
202	石垣(5)	石垣	85	0.74	
203	石垣(6)	石垣	60	0.18	
204	石垣(7)	石垣	60	0.26	
205	坪野(1)	坪野	100	0.10	
206	坪野(2)	坪野	150	0.07	
207	坪野(3)	坪野	120	0.26	
208	石垣(8)	石垣	100	0.21	
211	大海寺新(1)	大海寺新	110	0.38	
212	石垣(9)	石垣	80	0.21	
218	北山(2)	北山	80	0.24	
219	袋	袋	90	0.26	
221	天神野新(1)	天神野新	190	0.45	
222	池谷(2)	池谷	30	0.05	
224	天神野新(2)	天神野新	110	0.39	
226	天神野新	天神野新	190	0.45	
227	大熊(1)	大熊	120	0.72	
228	稗畠(1)	稗畠	180	0.77	
229	大熊(2)	大熊	160	0.95	
231	天神野新(4)	天神野新	80	0.28	
232	鉢	鉢	250	0.71	
233	天神野新	天神野新	80	0.06	
235	小菅沼(2)	小菅沼	110	0.57	
237	大海寺新(2)	大海寺新	70	0.08	
238	六郎丸(1)	六郎丸	140	0.25	

番号	箇所名	所在地 (大字)	延長 (m)	面積 (ha)	備考
240	稗島(2)	稗島	80	0.24	
241	稗島(3)	稗島	120	0.36	
242	六郎丸(2)	六郎丸	130	0.18	
245	金山谷(1)	金山谷	100	0.32	
247	稗島(4)	稗島	100	0.20	
249	稗島(5)	稗島	130	0.18	
254	金山谷(2)	金山谷	80	0.29	
255	金山谷(3)	金山谷	250	0.89	
257	室田(1)	室田	170	0.36	
261	室田(8)	室田	70	0.13	
263	観音堂	観音堂	90	0.19	
265	湯上	湯上	110	0.13	
266	金山谷(4)	金山谷	40	0.02	
270	升方(1)	升方	150	0.78	
272	升田(1)	升田	90	0.21	
273	升方(2)	升方	180	0.39	
274	宮津	宮津	80	0.21	
276	升田(2)	升田	100	0.24	
284	有山	有山	130	0.05	
285	出	出	90	0.14	

ランクⅢ：人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所

番号	箇所名	所在地 (大字)	延長 (m)	面積 (ha)	備考
J27	山女	山女	100	0.38	
J28	長引野(1)	長引野	140	0.17	
J29	貝田新	貝田新	240	0.36	
J30	長引野(2)	長引野	550	1.91	
J31	島尻	島尻	120	0.18	
J32	石垣(1)	石垣	100	0.52	
J33	石垣(2)	石垣	230	0.68	
J34	石垣(3)	石垣	170	0.74	
J35	虎谷	虎谷	390	1.64	
J36	石垣(4)	石垣	190	0.49	
J37	袋	袋	200	0.71	
J38	天神野新	天神野新	230	0.82	
J39	天神野新	天神野新	530	1.06	
J40	天神野新(2)	天神野新	220	0.79	
J41	天神野新	天神野新	310	0.74	
J42	稗島(1)	稗島	150	0.38	
J43	稗島(2)	稗島	180	0.45	
J44	室田	室田	360	0.64	
J45	升田	升田	110	0.26	

R 4. 3 富山県地域防災計画

10-3 急傾斜地崩壊危険区域指定地

通番	県番号	指 定 区域名	所在地 (大字)	面積 ha	面積内訳 ha			富山県指定		危険箇所 番号
					耕地	宅地	その他	年月日	告示 番号	
1	15	金山谷(1)	金山谷	15.00			15.00	S47. 11. 24	1105	244, 250, 253 259, 260, 245
2	21	稗 畠	稗畠	12.50			12.50	S48. 2. 28	182	234, 228
3	80	鹿 熊	鹿熊	1.60 2.40	0.10 0.70	0.17 0.50	1.60 2.40	S53. 7. 18 S54. 7. 28	745 879	246
4	91	前 東 城	東城	1.90			1.90	S56. 5. 23	553	181
5	103	山 女	山女	3.20			3.20	S57. 5. 22	480	170
6	128	東 蔵	東蔵	4.50			4.50	S60. 6. 14	642	170
7	163	蛇 田(1)	蛇田	3.70 5.00	0.14	0.36	3.70 4.5	S61. 3. 31 H28. 4. 8	521	230
8	164	小川寺(1)	小川寺	8.80 9.86	0.44	0.26	8.80 9.86	S61. 3. 31 H 9. 3. 28	521 175	191
9	169	平 沢	平沢	1.90			1.90	S61. 8. 30	1206	174
10	183	日 尾	小川寺	0.75			0.75	S63. 3. 26	333	185
11	207	観 音 堂	観音堂	7.60			7.60	H 2. 5. 7	345	262
12	228	湯 上	湯上	3.00 3.82	0.27	0.44	3.00 3.11	H 4. 8. 14 H 7. 3. 20	649 141	275
13	261	岩 高	出 岩高	9.48	2.18	3.08	4.22	H 9. 3. 28	175	279, 281, 283
14	271	宮 津	宮津	1.91	0.03	0.76	1.12	H 9. 3. 31	222	271
15	277	蛇 田(2)	蛇田	9.50	0.22	0.51	8.77	H10. 3. 31	193	216
16	298	小川寺(2)	小川寺	1.46	0.01	0.44	1.01	H14. 2. 4	60	193
17	302	晴海ヶ丘	六郎丸	0.61	0.11	0.02	0.48	H14. 3. 25	149	251
18	303	升 田	升田	2.34	0.47	0.62	1.25	H14. 3. 25	149	267, 269
19	317	六 郎 丸	六郎丸	0.59	0.06	0.01	0.52	H15. 12. 19	601	243
20	326	長 引 野	長引野	2.67		0.67	0.28	H17. 3. 30	198	183
21	340	大杉台	大海寺新	2.53		0.60	1.93	H18. 10. 31	609	252
22	350	大光寺	大光寺	1.03		0.32	0.71	H21. 3. 31	189	280
23	362	石垣(2)	大海寺野 石垣	1.13	0.17	0.02	0.94	H25. 8. 16	358	220
24	364	布施爪(1)	布施爪	2.08	0.35	0.47	1.26	H25. 11. 27	463	182
25	370	東蔵(2)	東蔵	1.91	0.21	0.24	1.46	H28. 4. 8	182	171
27	373	六郎丸(2)	六郎丸	1.34	0.28	0.13	0.93	H29. 3. 29	160	
28	380	横枕	横枕 道坂 石垣	1.37	0.44	0.13	0.80	R 3. 10. 15	418	213

R 4. 3 富山県地域防災計画

10-4 地すべり危険箇所（国土交通省）

通番	県番号	箇所名	所在地	面積 (ha)	指定年月日	告示番号
1	14	宮 津	宮 津	7.09	S37.10. 9	2591
2	15	湯 上	湯 上	67.12	H24. 1.23	103
3	16	口の入谷	入 谷	19.90		
4	17	金 山 谷	金 山 谷	106.30	S42. 4.28 S60. 3.27	1564 685
5	18	北 山	北 山	67.10	S37.10. 9 H 5. 3.25	2591 963
6	19	北 春 日	北 春 日	15.90	S42. 9. 5	2805
7	173	稗畠富川	稗 畠	71.94	H 2. 3.31	857
8	245	山 女	山 女	504.49		
9	246	東 蔵	東 蔵	70.50		
10	247	虎 谷	虎 谷	540.28		

R 4 . 3 富山県地域防災計画

10-5 地すべり危険箇所（林野）

通番	危険地区番号	所 在		地区名	危険地面積 (ha)	指定面積 (ha)	指定年月日
		大字	字				
1	204-1	東 山	天神山	天神山	5.86	5.86	S40. 8. 4
2	204-2	東 城	峠	奥東城	69.81	69.81	S37. 9. 27 S48. 6. 19
3	204-3	東 城	空 割	前東城	59.53	59.53	S61. 4. 10
4	204-4	山 女	佐部谷	山 女	46.92	46.92	H 9. 2. 21
5	204-5	島 尻	鶴 谷	島 尻	9.21	9.21	S37. 9. 19
6	204-6	島 尻	火爪割	大菅沼	18.30	18.30	S37. 9. 27 S47. 7. 13
7	204-7	古鹿熊	池ノ原	魚津池ノ原	16.82	16.82	S37. 9. 27
8	204-8	古鹿熊	濁 谷	濁 谷	19.22	19.22	S37. 9. 27
9	204-9	古鹿熊	春日平	春 日	8.84	8.84	S37. 9. 27
10	204-10	上 野	穴ヶ谷	上 野	24.00	24.00	S60. 4. 25
11	204-11	東 山		東 山	45.00		
12	204-12	東 城		東 城	31.00		
13	204-13	黒 谷		黒 谷	28.00		
14	204-14	湯 上		湯 上	16.00		
15	204-15	大 熊		大 熊	37.00		
16	204-16	虎 谷		虎 谷	34.00		

R 4. 3 富山県地域防災計画

10-6 地すべり危険箇所（農地）

通番	県番号	区 域 名	所 在(大字)	面 積	指定年月日	備 考
1	2	日 尾	日 尾	32.00		
2	3	大 菅 沼	大 菅 沼	30.00		
3	4	坪 野	坪 野	63.00		
4	5	小 菅 沼	小 菅 沼	69.00		
5	6	鹿 熊	鹿 熊	19.00		
6	7	室 田	室 田	87.40	S47. 3. 13 S56. 2. 18 H 2. 3. 16	
7	8	稗 畠	稗 畠	70.60	H 2. 3. 16	
8	159	黒 沢	黒 沢	16.64		
9	160	小 菅 沼	小 菅 沼	115.28		

R 4. 3 富山県地域防災計画

10-7 砂防指定地

水 系 名	溪 流 名	字	告示年月日
片貝川	片貝川	山女外2	12. 9. 4
片貝川	片貝川	三ヶ	16. 7. 23
片貝川	片貝川	島尻	22. 10. 23
片貝川	片貝川	三ヶ	31. 4. 16
片貝川	布施川	笠破	37. 10. 18
片貝川	小川寺川	小川寺川	46. 10. 2
片貝川	親子川	東城	43. 12. 10
片貝川	佐部谷川	山女	42. 11. 30
片貝川	佐部谷川	山女	45. 7. 6
片貝川	沌滝川	沌滝	51. 1. 17
片貝川	別又川	黒部外2	22. 10. 23
片貝川	別又谷及び一の又谷	二ヶ	33. 12. 9
片貝川	別又谷川	二ヶ	28. 5. 9
片貝川	別又谷川	二ヶ	62. 9. 3
片貝川	別又谷川	三ヶ	H3. 4. 9
片貝川	牛首谷	平沢	32. 8. 12
片貝川	東又谷	三ヶ	17. 9. 29
片貝川	東又谷	三ヶ	32. 12. 16
片貝川	東又谷川	三ヶ	61. 3. 17
片貝川	東又谷川	三ヶ	63. 3. 18
片貝川	南又谷	三ヶ	29. 4. 2
片貝川	南又谷	三ヶ	32. 12. 16
片貝川	南又谷川	三ヶ	62. 5. 27
片貝川	南又谷川	三ヶ	63. 3. 18
片貝川	桑の木谷川	桑の木谷	52. 12. 3
片貝川	小沢谷	三ヶ	33. 12. 9
片貝川	小沢谷	三ヶ	62. 9. 3
片貝川	小沢谷	三ヶ	H3. 4. 9
片貝川	青石谷	三ヶ	55. 10. 29
片貝川	土倉谷	三ヶ	55. 10. 29
片貝川	牛首谷	平沢	H14. 3. 14
片貝川	牛首谷	平沢	H18. 8. 11
片貝川	嘉十郎谷川	長引野外1	H13. 12. 6
片貝川	長引野東谷	長引野	H19. 5. 21
片貝川	沢谷川	布施爪、沢	57. 7. 12
片貝川	小川寺川	御影	39. 5. 23
片貝川	日尾谷川	日尾	H19. 2. 6
片貝川	大沢谷川	大沢	H26. 10. 15
片貝川	一ノ又谷川	二ヶ	61. 3. 17
片貝川	日尾谷川	小川寺	H28. 2. 15
角川	角川	鹿熊	22. 10. 23
角川	角川	古鹿熊	27. 10. 24
角川	角川	大熊	28. 5. 9
角川	角川	鹿熊	29. 11. 8
角川	角川	古鹿熊、大熊	42. 3. 22
角川	角川	大熊	62. 9. 3
角川	角川	古鹿熊	H14. 3. 14
角川	深谷川	鹿熊	H20. 5. 27
角川	伊豆谷	金山谷	59. 9. 14
角川	伊豆ヶ谷	金山谷	H15. 11. 13
角川	蟹ヶ沢谷川	宮津	36. 2. 22
角川	蟹ヶ沢谷川	宮津、大海寺	H4. 3. 13
角川	富川	坪野	26. 11. 13
角川	富川	室田	26. 11. 13

水 系 名	溪 流 名	字	告示年月日
角川	富川	坪野	39. 5. 23
角川	升田川	升田川及杉沢谷	54. 8. 15
角川	升田川	金山谷、舛田	H8. 4. 8
角川	九右エ門谷	金山谷	57. 7. 12
角川	加右エ門谷川	金山谷	42. 11. 30
角川	河原波川	大熊	45. 7. 6
角川	善兵衛谷	宮津外1	58. 10. 14
角川	善兵衛谷	宮津	H14. 3. 14
角川	大岩川	出外	H14. 3. 14
角川	ドシ谷川	金山谷	H14. 3. 14
角川	ウルシ谷川	稗畠	H14. 3. 14
角川	ウルシ谷川	稗畠	H14. 10. 8
角川	善兵衛谷	宮津、湯上	H5. 11. 5
角川	明歩谷及び尾畑谷	金山谷	61. 9. 27
角川	明歩谷	金山谷	H17. 8. 23
角川	宮谷川	坪野	H元. 11. 7
角川	大谷川	石垣	H17. 8. 23
角川	大谷川	石垣	H27. 6. 10
角川	坪野二の谷川	坪野	H27. 7. 2
角川	宮城川	稗畠	63. 6. 28
角川	宮城谷川	稗畠	H4. 12. 25
角川	越後平川	佛田外3	H3. 6. 18
角川	大谷川	石垣村、大谷村、大海寺新村	H15. 11. 13
角川	大谷川	石垣	H25. 2. 14
早月川	小早月川	虎谷	14. 11. 11
早月川	小早月川	虚谷	22. 10. 23
早月川	小早月川	鉢	H3. 4. 9
早月川	水上谷	虎谷	59. 9. 14

R 4. 3 富山県地域防災計画

10-8 土石流危険渓流

ランクⅠ：人家5戸以上の渓流

ランクⅡ：人家1～4戸の渓流

ランクⅢ：人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流

通番	ランク	渓流番号	水系名	渓流名	所在地(字)	備考
1	I	596	片貝川	大沢谷川	大沢	
2	I	597	片貝川	黒沢谷川	黒沢	
3	I	598	片貝川	長引野東谷	長引野二区	
4	II	599	片貝川	長引野西谷	長引野一区	
5	I	600	片貝川	嘉十郎谷川	長引野一区	
6	I	601	片貝川	日尾東谷	日尾	
7	I	602	片貝川	日尾谷川	日尾	
8	II	603	片貝川	日尾西谷	日尾	
9	II	604	片貝川	天神山沢	小川寺	
10	I	605	片貝川	蛇田東沢	蛇田	
11	I	606	片貝川	浦谷川	蛇田	
12	I	607	片貝川	東山谷	東山	
13	I	608	片貝川	親子谷川	東城	
14	II	609	片貝川	親子川	東城	
15	I	610	片貝川	ナゴネ谷川	前村	
16	II	611	片貝川	前村谷川	前村	
17	I	612	片貝川	黒谷一の谷川	黒谷	
18	II	613	片貝川	山女沢	山女	
19	I	614	片貝川	佐部谷川	山女	
20	I	615	片貝川	沌滝川	平沢二区	
21	I	616	片貝川	俵谷川	島尻一区	
22	I	617	片貝川	宮谷二の谷川	島尻一区	
23	II	618	片貝川	石垣平東谷	石垣平	
24	I	619	片貝川	女郎沢	石垣平	
25	II	620	片貝川	石垣平西谷	石垣平	
26	I	621	角川	大谷川	石垣平	
27	I	622	角川	タカヤスミ谷	大海寺新	
28	I	623	角川	越後平川	大海寺新	
29	I	624	角川	蟹ヶ沢谷川	宮津	
30	II	625	角川	善兵衛谷川	宮津	
31	II	626	角川	大岩川	湯上	
32	I	627	角川	室田沢	室田	
33	II	628	角川	稗島西谷1号	稗島	
34	I	629	角川	宮城谷川	稗島	
35	I	630	角川	ウルシ谷川	稗島	
36	II	631	角川	稗島西谷2号	稗島	
37	I	632	角川	坪野蛇谷	北山	
38	I	633	角川	坪野二の谷川	坪野	
39	I	634	角川	宮谷川	坪野	
40	I	635	角川	伊豆谷川	金山谷	
41	I	636	角川	ドシ谷川	金山谷	
42	I	637	角川	九右エ門谷川	金山谷	
43	I	638	角川	明歩谷川	池谷小菅沼	
44	I	639	角川	石坂谷	鹿熊	
45	I	640	角川	深谷川	鹿熊	
46	I	641	角川	下梨谷川	鹿熊	
47	II	642	角川	大熊沢	大熊	

通番	ランク	溪流番号	水系名	溪流名	所在地(字)	備考
48	I	643	角川	加左エ門谷川	川向	
49	I	644	角川	黍谷川	川向	
50	I	645	角川	升田川	升田	
51	I	646	角川	岩高川	升田	
52	I	647	早月川	金小谷	升方	
53	I	648	早月川	八谷川	鉢	
54	I	649	早月川	水上谷	虎谷	
55	II	650	早月川	虎谷東谷	虎谷	
56	III	J144	角川	蟹ヶ沢谷	宮津	
57	III	J145	角川	湯上	湯上	
58	III	J146	早月川	升方(1)	升方	
59	III	J147	早月川	升方(2)	升方	
60	III	J274	片貝川	東蔵(1)	東蔵	都市計画区域内
61	III	J275	片貝川	東蔵(2)	東蔵	都市計画区域内
62	III	J276	片貝川	東蔵(3)	東蔵	都市計画区域内
63	III	J277	片貝川	東蔵(4)	東蔵	都市計画区域内
64	III	J278	片貝川	東蔵(5)	東蔵	都市計画区域内
65	III	J279	片貝川	東蔵(6)	東蔵	都市計画区域内
66	III	J280	片貝川	東蔵(7)	東蔵	都市計画区域内
67	III	J281	片貝川	東蔵(8)	東蔵	都市計画区域内
68	III	J282	片貝川	東蔵(9)	東蔵	都市計画区域内
69	III	J283	片貝川	東蔵(10)	東蔵	都市計画区域内
70	III	J284	片貝川	東又谷(1)	東又谷	都市計画区域内
71	III	J285	片貝川	東又谷(2)	東又谷	都市計画区域内
72	III	J286	片貝川	東蔵(11)	東蔵	都市計画区域内
73	III	J287	片貝川	東蔵(12)	東蔵	都市計画区域内
74	III	J288	片貝川	大菅沼	大菅沼	都市計画区域内
75	III	J289	片貝川	黒谷(1)	黒谷	都市計画区域内
76	III	J290	片貝川	黒谷(2)	黒谷	都市計画区域内
77	III	J291	片貝川	黒谷(3)	黒谷	都市計画区域内
78	III	J292	片貝川	東蔵(13)	東蔵	都市計画区域内
79	III	J293	片貝川	東蔵(14)	東蔵	都市計画区域内
80	III	J294	片貝川	東蔵(15)	東蔵	都市計画区域内
81	III	J295	片貝川	東蔵(16)	東蔵	都市計画区域内
82	III	J296	片貝川	東蔵(17)	東蔵	都市計画区域内
83	III	J297	早月川	大熊(1)	大熊	都市計画区域内
84	III	J298	早月川	大熊(2)	大熊	都市計画区域内
85	III	J299	早月川	大熊(3)	大熊	都市計画区域内
86	III	J300	早月川	大熊(4)	大熊	都市計画区域内
87	III	J301	早月川	大熊(5)	大熊	都市計画区域内
88	III	J302	角川	山谷	山谷	都市計画区域内
89	III	J303	角川	鹿熊	鹿熊	都市計画区域内
90	III	J304	角川	稗島	稗島	都市計画区域内
91	III	J305	早月川	虎谷(1)	虎谷	都市計画区域内
92	III	J306	早月川	虎谷(2)	虎谷	都市計画区域内

R 4. 3 富山県地域防災計画

10-9 土砂災害警戒区域等

No.	区域の名称	所在地	自然現象の種類	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
1	坪野(1)	坪野	急傾斜地の崩壊	平成17年12月28日	○	○
2	坪野(2)	坪野	急傾斜地の崩壊	平成17年12月28日	○	○
3	坪野(3)	坪野	急傾斜地の崩壊	平成17年12月28日	○	○
4	坪野	坪野	急傾斜地の崩壊	平成17年12月28日	○	○
5	北山(1)	北山	急傾斜地の崩壊	平成26年9月17日	○	○
6	北山(2)	北山	急傾斜地の崩壊	平成17年12月28日	○	—
7	池谷(1)	池谷	急傾斜地の崩壊	平成17年12月28日	○	○
8	池谷(2)	池谷	急傾斜地の崩壊	平成17年12月28日	○	○
9	小菅沼(1)	小菅沼	急傾斜地の崩壊	平成17年12月28日	○	○
10	小菅沼(2)	小菅沼	急傾斜地の崩壊	平成17年12月28日	○	○
11	稗島(1)	稗島	急傾斜地の崩壊	平成17年12月28日	○	○
12	稗島	稗島	急傾斜地の崩壊	平成17年12月28日	○	○
13	鹿熊(2)	鹿熊	急傾斜地の崩壊	平成17年12月28日	○	○
14	室田沢	室田	土石流	平成17年12月28日	○	○
15	宮城谷川	稗島	土石流	平成17年12月28日	○	○
16	ウルシ谷川	稗島	土石流	平成17年12月28日	○	—
17	稗島西谷2号	稗島	土石流	平成17年12月28日	○	○
18	坪野蛇谷	北山	土石流	平成17年12月28日	○	○
19	宮谷川	坪野	土石流	平成17年12月28日	○	—
20	深谷川	鹿熊	土石流	平成26年6月27日	○	○
21	金山谷(1)	金山谷、観音堂	急傾斜地の崩壊	平成19年3月30日	○	○
22	金山谷(2)	金山谷	急傾斜地の崩壊	平成19年3月30日	○	○
23	金山谷(3)	金山谷	急傾斜地の崩壊	平成19年3月30日	○	○
24	金山谷(4)	金山谷	急傾斜地の崩壊	平成19年3月30日	○	○
25	金山谷(5)	金山谷	急傾斜地の崩壊	平成19年3月30日	○	○
26	金山谷(6)	金山谷、鹿熊	急傾斜地の崩壊	平成19年3月30日	○	○
27	金山谷(7)	金山谷	急傾斜地の崩壊	平成19年3月30日	○	○
28	金山谷(8)	金山谷	急傾斜地の崩壊	平成19年3月30日	○	○
29	金山谷(9)	金山谷	急傾斜地の崩壊	平成19年3月30日	○	○
30	金山谷(10)	金山谷、舂田	急傾斜地の崩壊	平成19年3月30日	○	○
31	坪野二の谷川	坪野、北山	土石流	平成19年3月30日	○	○
32	伊豆谷川	金山谷	土石流	平成19年3月30日	○	○
33	ドシ谷川	金山谷	土石流	平成19年3月30日	○	—
34	九右エ門谷川	金山谷	土石流	平成19年3月30日	○	○
35	明歩谷川	池谷、小菅沼	土石流	平成19年3月30日	○	○
36	加左エ門谷川	金山谷	土石流	平成19年3月30日	○	—
37	黍谷川	金山谷	土石流	平成19年3月30日	○	—
38	宮津	宮津	地滑り	平成19年3月30日	○	—
39	金山谷	金山谷	地滑り	平成19年3月30日	○	—
40	北山	北山、坪野	地滑り	平成19年3月30日	○	—
41	大菅沼	大菅沼	地滑り	平成19年3月30日	○	—
42	坪野	坪野	地滑り	平成19年3月30日	○	—
43	小菅沼	小菅沼、鹿熊	地滑り	平成19年3月30日	○	—
44	室田	室田	地滑り	平成19年3月30日	○	—
45	大岩川	湯上	土石流	平成19年8月3日	○	—
46	石坂谷	鹿熊	土石流	平成19年8月3日	○	○
47	下梨谷川	鹿熊	土石流	平成19年8月3日	○	○
48	岩高川	舂田、金山谷	土石流	平成19年8月3日	○	○
49	金小谷	舂方	土石流	平成19年8月3日	○	○
50	湯上	湯上	土石流	平成19年8月3日	○	○
51	山谷	鹿熊	土石流	平成19年8月3日	○	○
52	鹿熊	鹿熊	土石流	平成19年8月3日	○	○
53	稗島	稗島	土石流	平成19年8月3日	○	○

No.	区域の名称	所在地	自然現象の種類	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
54	稗島富川	稗島、室田	地滑り	平成19年8月3日	○	－
55	鹿熊	鹿熊	地滑り	平成19年8月3日	○	－
56	稗島	稗島	地滑り	平成19年8月3日	○	－
57	東山	東山、小川寺	地滑り	平成19年8月3日	○	－
58	奥東城	東城	地滑り	平成19年8月3日	○	－
59	前東城	東城	地滑り	平成19年8月3日	○	－
60	島尻	黒谷	地滑り	平成19年8月3日	○	－
61	東蔵(1)	東蔵、山女	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
62	東蔵(2)	東蔵	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
63	山女(1)	山女	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
64	山女(2)	山女	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
65	山女(3)	山女	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
66	平沢	平沢	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
67	黒谷(1)	黒谷、山女	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
68	黒谷(2)	黒谷	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
69	黒谷(3)	黒谷	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
70	東城(1)	東城	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
71	東城(2)	東城	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
72	東城(3)	東城	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
73	大菅沼	大菅沼	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
74	島尻(1)	島尻	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
75	島尻(2)	島尻	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
76	貝田新	貝田新、島尻	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
77	道坂	道坂、島尻	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
78	石垣(1)	石垣	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
79	石垣(2)	石垣	急傾斜地の崩壊	平成28年1月27日	○	○
80	石垣(4)	石垣	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
81	石垣(5)	石垣	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
82	石垣(6)	石垣	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
83	石垣(7)	石垣	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
84	石垣(8)	石垣	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
85	石垣(9)	石垣	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
86	石垣(10)	石垣	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
87	石垣(11)	石垣	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
88	石垣(13)	石垣	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
89	石垣(14)	石垣	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
90	石垣(15)	石垣	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
91	虎谷(1)	虎谷	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
92	虎谷(2)	虎谷	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
93	鉢	虎谷	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
94	横枕	横枕、道坂	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
95	袋(1)	袋、横枕	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
96	袋(2)	袋、横枕	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
97	大熊(1)	大熊	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
98	大熊(2)	大熊	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
99	大海寺新(2)	大海寺新	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
100	大海寺新(3)	大海寺新	急傾斜地の崩壊	平成26年9月17日	○	○
101	大海寺新(5)	大海寺新	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
102	六郎丸(1)	六郎丸	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
103	六郎丸(3)	六郎丸	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
104	六郎丸(4)	六郎丸	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
105	鹿熊(1)	鹿熊	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
106	稗島(2)	稗島	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
107	稗島(3)	稗島	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○

No.	区域の名称	所在地	自然現象の種類	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
108	稗島(4)	稗島	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
109	稗島(5)	稗島	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
110	稗島(6)	稗島	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
111	稗島(7)	稗島	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
112	室田(1)	室田	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
113	室田(2)	室田、稗島	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
114	室田(3)	室田	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
115	室田(4)	室田、観音堂	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
116	観音堂(1)	観音堂	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
117	観音堂(2)	観音堂	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
118	湯上(1)	湯上	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
119	湯上(2)	湯上	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
120	湯上(3)	湯上、観音堂	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
121	舛田(1)	舛田、上野	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
122	舛田(2)	舛田	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
123	舛田(3)	舛田	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
124	舛田(4)	舛田、上野	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
125	舛田(5)	舛田	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
126	舛田(6)	舛田、上野	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
127	舛方(1)	舛方	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
128	舛方(2)	舛方	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
129	舛方(3)	舛方	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
130	宮津(1)	宮津	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
131	宮津(2)	宮津	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
132	大海寺野	大海寺野、宮津	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
133	下椿	下椿	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
134	大光寺	大光寺、大海寺野、宮津	急傾斜地の崩壊	平成26年9月17日	○	○
135	出(1)	出	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
136	出(2)	出	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
137	出(3)	出	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
138	有山(1)	有山	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
139	有山(2)	有山	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日	○	○
140	親子谷川	東城	土石流	平成20年6月6日	○	○
141	親子川	東城	土石流	平成20年6月6日	○	○
142	ナゴネ谷川	東城	土石流	平成20年6月6日	○	○
143	前村谷川	東城	土石流	平成20年6月6日	○	○
144	黒谷一の谷川	黒谷	土石流	平成20年6月6日	○	○
145	黒谷(1)	黒谷	土石流	平成20年6月6日	○	○
146	黒谷(2)	黒谷	土石流	平成20年6月6日	○	○
147	山女沢	山女	土石流	平成20年6月6日	○	○
148	佐部谷川	山女	土石流	平成27年1月14日	○	—
149	沌滝川	平沢	土石流	平成20年6月6日	○	○
150	俵谷川	島尻	土石流	平成20年6月6日	○	○
151	宮谷二の谷川	島尻	土石流	平成20年6月6日	○	○
152	島尻	島尻	土石流	平成20年6月6日	○	○
153	大菅沼	島尻	土石流	平成20年6月6日	○	—
154	石垣平東谷	石垣村	土石流	平成20年6月6日	○	○
155	女郎沢	石垣村	土石流	平成20年6月6日	○	—
156	石垣平西谷	石垣村、石垣新村	土石流	平成20年6月6日	○	○
157	大谷川	石垣、大海寺新	土石流	令和2年7月6日	○	○
158	タカヤスミ谷	大海寺新	土石流	平成20年6月6日	○	—
159	蟹ヶ沢谷川	宮津	土石流	平成20年6月6日	○	○
160	大熊沢	大熊	土石流	平成20年6月6日	○	○
161	升田川	下椿	土石流	平成20年6月6日	○	○

No.	区域の名称	所在地	自然現象の種類	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
162	八谷川	鉢	土石流	平成20年6月6日	○	○
163	大熊(5)	鉢	土石流	平成20年6月6日	○	○
164	虎谷東谷	虎谷	土石流	平成20年6月6日	○	○
165	虎谷(1)	虎谷	土石流	平成20年6月6日	○	—
166	舂方(1)	舂方	土石流	平成20年6月6日	○	—
167	舂方(2)	舂方	土石流	平成20年6月6日	○	—
168	大熊(1)	鹿熊	土石流	平成20年6月6日	○	—
169	大熊(2)	鹿熊	土石流	平成20年6月6日	○	—
170	大熊(3)	鹿熊、鉢	土石流	平成20年6月6日	○	○
171	大熊(4)	鹿熊、鉢	土石流	平成20年6月6日	○	○
172	越後平川	大海寺新	土石流	平成20年12月19日	○	—
173	蟹ヶ沢谷	大海寺新、宮津	土石流	平成20年12月19日	○	—
174	善兵衛谷川	宮津、湯上	土石流	平成20年12月19日	○	—
175	水上谷	虎谷	土石流	平成20年12月19日	○	—
176	天神野新(1)	天神野新、蛇田	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
177	天神野新(2)	天神野新	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
178	天神野新(4)	天神野新	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
179	天神野新(6)	天神野新、青柳	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
180	天神野新(8)	天神野新	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
181	小川寺(1)	小川寺	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
182	小川寺(2)	小川寺	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
183	小川寺(3)	小川寺	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
184	小川寺(4)	小川寺	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
185	小川寺(5)	小川寺	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
186	黒沢(1)	黒沢	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
187	黒沢(2)	黒沢	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
188	長引野(1)	長引野、布施爪	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
189	長引野(2)	長引野	急傾斜地の崩壊	平成26年9月17日	○	○
190	長引野(3)	長引野、小川寺	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
191	長引野(4)	長引野、小川寺	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
192	長引野(5)	長引野、小川寺	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
193	長引野(6)	長引野、小川寺	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
194	長引野(7)	長引野、小川寺	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
195	東山(1)	東山	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
196	東山(2)	東山	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
197	布施爪(1)	布施爪、黒沢、長引野	急傾斜地の崩壊	平成30年6月6日	○	○
198	布施爪(2)	布施爪、長引野	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
199	蛇田(1)	蛇田、小川寺、天神野新	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
200	蛇田(2)	蛇田、天神野新、東尾崎	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日	○	○
201	大沢谷川	大沢	土石流	平成22年3月31日	○	○
202	黒沢谷川	黒沢	土石流	平成22年3月31日	○	—
203	長引野東谷	長引野、布施爪	土石流	平成22年3月31日	○	—
204	長引野西谷	長引野、布施爪	土石流	平成22年3月31日	○	○
205	嘉十郎谷川	長引野、布施爪	土石流	平成22年3月31日	○	—
206	日尾東谷	小川寺	土石流	平成22年3月31日	○	—
207	日尾谷川	小川寺	土石流	平成22年3月31日	○	—
208	日尾西谷	小川寺	土石流	平成22年3月31日	○	—
209	天神山沢	小川寺	土石流	平成22年3月31日	○	—
210	蛇田東沢	蛇田	土石流	平成22年3月31日	○	○
211	浦谷川	蛇田	土石流	平成22年3月31日	○	○
212	東山谷	東山	土石流	平成22年3月31日	○	○
213	東山(1)	東山	土石流	平成22年3月31日	○	○
214	東山(2)	東山	土石流	平成22年3月31日	○	○
215	東山(3)	東山	土石流	平成22年3月31日	○	○

No.	区域の名称	所在地	自然現象の種類	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
216	東山(4)	東山	土石流	平成22年3月31日	○	○
217	東山(5)	東山	土石流	平成22年3月31日	○	○
218	東山(6)	東山	土石流	平成22年3月31日	○	○
219	東山(7)	東山	土石流	平成22年3月31日	○	○
220	三ヶ(1)	三ヶ	土石流	平成22年3月31日	○	○
221	三ヶ(2)	三ヶ	土石流	平成22年3月31日	○	○
222	三ヶ(3)	三ヶ	土石流	平成22年3月31日	○	○
223	三ヶ(4)	三ヶ	土石流	平成22年3月31日	○	○
224	平沢(1)	三ヶ、平沢	土石流	平成22年3月31日	○	○
225	東蔵(15)	東蔵、平沢	土石流	平成22年3月31日	○	○
226	平沢(2)	三ヶ、平沢	土石流	平成22年3月31日	○	○
227	虎谷(2)	虎谷	土石流	平成22年3月31日	○	○
228	日尾	小川寺	地滑り	平成22年3月31日	○	—
229	北春日	古鹿熊	地滑り	平成22年3月31日	○	—
230	山女	山女	地滑り	平成22年3月31日	○	—
231	大菅沼	大菅沼	地滑り	平成22年3月31日	○	—
232	魚津池の原	古鹿熊	地滑り	平成22年3月31日	○	—
233	濁谷	古鹿熊	地滑り	平成22年3月31日	○	—
234	春日	古鹿熊	地滑り	平成22年3月31日	○	—
235	蓑輪(1)	鉢、滑川市蓑輪	地滑り	平成23年3月25日	○	—
236	湯上	湯上	地滑り	平成24年7月31日	○	—
237	湯上(2)	湯上	地滑り	平成24年7月31日	○	—
238	山女(2)、東蔵	山女、東蔵、平沢	地滑り	平成24年7月31日	○	—
239	虎谷	虎谷	地滑り	平成24年7月31日	○	—
240	虎谷(2)	虎谷	地滑り	平成24年7月31日	○	—
241	黒沢	黒沢	地滑り	平成24年7月31日	○	—
242	小菅沼(2)	小菅沼、鹿熊、池谷	地滑り	平成24年7月31日	○	—
243	東山(2)	東山	地滑り	平成24年7月31日	○	—
244	東城	東城	地滑り	平成24年7月31日	○	—
245	黒谷	黒谷、山女、島尻、平沢	地滑り	平成24年7月31日	○	—
246	大熊	大熊	地滑り	平成24年7月31日	○	—
247	福平(2)	大沢、黒部市福平、黒部市池尻	地滑り	令和4年9月12日	○	—

R 4. 9. 12 魚津市建設課

10-10 崩壊土砂流出危険地区

通番	番号	所 在		地区名
		大字	字	
1	204-1	三ヶ	片貝国有林	東又谷
2	204-2	三ヶ	片貝国有林	阿部木谷
3	204-3	三ヶ	片貝国有林	南又谷
4	204-4	三ヶ	片貝国有林	北又谷
5	204-1	大沢	湯膳	大沢
6	204-2	東山	コツボノ	東山
7	204-3	東城	峠	奥東城
8	204-4	東城	橋寄	東城
9	204-5	東城	空割	前東城
10	204-6	黒谷	クルハノ谷	黒谷北
11	204-7	黒谷	湯ノ上	黒谷南
12	204-8	山女	佐部谷	山女
13	204-9	ニヶ	阿福平	別又北
14	204-10	三ヶ	表堂谷	堂谷
15	204-11	三ヶ	高尾	高尾
16	204-12	三ヶ	相当谷	相当谷
17	204-13	三ヶ	木の根	木の根
18	204-14	三ヶ	木の根	木の根2
19	204-15	平沢	沌滝	平沢
20	204-16	島尻	鶴谷	島尻
21	204-17	島尻	火爪割	大菅沼
22	204-18	島尻	藤ノ山	宮谷
23	204-19	稗畠	松尾	稗畠
24	204-20	小菅沼	向山	小菅沼
25	204-21	鹿熊	雨池	鹿熊
26	204-22	大熊	仙久人	大熊東
27	204-23	古鹿熊	池ノ原	古鹿熊
28	204-24	古鹿熊	春日平	古鹿熊南
29	204-25	大熊	不動中山	大熊西
30	204-26	鉢	暑気平	鉢北
31	204-27	鉢	八ツ谷	鉢
32	204-28	鉢	三郎谷	鉢南
33	204-29	虎谷	宮谷山	虎谷
34	204-30	虎谷	松尾	虎谷東
35	204-31	小川寺	熊谷	小川寺1
36	204-32	小川寺	石谷	小川寺2
37	204-33	小川寺	日尾	日尾
38	204-34	三ヶ	柏尾谷	柏尾谷
39	204-35	三ヶ	成谷	成谷
40	204-36	三ヶ	ハチャス	ハチャス谷
41	204-37	三ヶ	イオリ谷	イオリ谷
42	204-38	三ヶ	タバコ	煙草谷
43	204-39	三ヶ	大ノマ	大沼谷
44	204-40	三ヶ	小沢	小沢
45	204-41	三ヶ	杉ノ尾谷	杉ノ尾谷
46	204-42	平沢	沌滝	平沢2
47	204-43	宮津	前林	宮津
48	204-44	金山谷	口ノ入	金山谷
49	204-45	金山谷	川向	川向
50	204-46	古鹿熊	ソ之部	古鹿熊
51	204-47	小川寺	御影	御影1
52	204-48	小川寺	御影	御影2
53	204-49	東山外4ヶ所入会	根道増	東山2

通番	番号	所 在		地区名
		大字	字	
54	204-50	東山外4ヶ所入会	竹蔵	東山3
55	204-51	東山外4ヶ所入会	横山	東山4
56	204-52	稗島	裏色	稗島2
57	204-53	稗島	蛇神谷	稗島3
58	204-54	観音堂	大畠	観音堂
59	204-55	大熊	宇都宮	宇都宮
60	204-56	鹿熊	地坂	古鹿熊口
61	204-57	坪野	蛇谷	坪野
62	204-58	宮津	善谷外	善谷
63	204-59	長引野	長引野	長引野
64	204-60	三ヶ	防ダラ	防ダラ
65	204-61	三ヶ	防ダラ	防ダラ2

R 4. 3 富山県地域防災計画

10-11 山腹崩壊危険地区

番号	所 在		地区名
	大字	字	
204-1	小川寺	中山	小川寺北
204-2	蛇田	浦谷	蛇田
204-3	東山	狸谷	東山
204-4	黒谷	小畑	黒谷東
204-5	山女	背戸山	山女
204-6	東蔵	瀬戸平	東蔵
204-7	東蔵	瀬戸平	東蔵2
204-8	平沢	沌滝	平沢
204-9	平沢	沌滝	平沢2
204-10	島尻	上菅沌滝	黒谷西
204-11	島尻	笹原	島尻
204-12	北山	北山	北山
204-13	鹿熊	平山	鹿熊
204-14	大熊	不動中山	大熊
204-15	川向	向山	川向
204-16	虎谷	大平	虎谷
204-17	長引野	背戸山	長引野
204-18	出	向山下割	出
204-19	小川寺	西河原	小川寺南
204-20	東城	背戸林	東城
204-21	島尻	鶴谷	島尻2
204-22	石垣平	狸谷	石垣平
204-23	湯上	谷地	湯上
204-24	室田	南平山	室田
204-25	金山谷	口ノ入	金山谷
204-26	池谷	北平	池谷
204-27	小菅沼	向山	小菅沼
204-28	升方	穴ヶ谷	升方
204-29	升田	後山	升田
204-30	山下	山下割	山下
204-31	坪野	金沢	坪野
204-32	池谷	南平	池谷2
204-33	宮津	前林	宮津
204-34	三ヶ山女	柏尾小谷	柏尾小谷
204-35	島尻	西上野山	島尻2
204-36	山女	牛蒡平	東谷東2
204-37	東城	空割	前東城
204-38	古鹿熊	カノ部	古鹿熊
204-39	長引野	背戸山他	長引野2
204-40	三ヶ山女	ブナオ谷	ブナオ谷
204-41	三ヶ山女	杉ノ相	杉草
204-42	布施爪	浦林	布施爪
204-43	東城	大蔵	東城2
204-44	湯上	谷地	湯上2
204-45	島尻		黒谷西2
204-46	鉢		鹿熊2

R 4 . 3 富山県地域防災計画

10-12 ため池危険箇所

名 称	所在地	堤 高 (m)	堤頂長 (m)	有効貯水量 (m ³)	かんがい受益池 (ha)
○七里池	大 沢	14.2	58.6	7,504	6.8
○湯上池	湯 上	6.4	81.9	23,851	12.0
○大菅沼池	大菅沼	5.2	159.5	8,018	10.0
○小谷池	大 沢	5.7	38.9	2,530	14.4
小菅沼 (つぶら池)	小菅沼	不明	不明	7,575	5.0
○小菅沼 (双子池)	小菅沼	4.5	19.9	16,395	15.0
池ノ原池	古鹿熊	1.5	31.6	1,922	0.0
○坪野長池	坪 野	4.4	96.7	2,960	7.1
○古池	坪 野	3.8	67.4	1,114	2.0
畦地池	坪 野	3.5	78.2	758	2.0
○田甫上池	坪 野	5.2	95.0	6,700	6.4
山谷池	坪 野	3.4	86.0	1,200	11.5
峠池	坪 野	5.1	39.2	1,861	6.0
○大清水池	坪 野	3.4	75.3	651	3.0
○北山池	北 山	6.8	92.8	12,240	11.9
大平池	室 田	6.3	50.0	3,000	10.0
○池谷池	池 谷	9.0	40.8	4,360	4.2
松尾池	稗畠	3.6	28.7	1,601	0.0
○前田池	小菅沼	2.2	86.5	1,677	5.0
○石垣平1号池	石垣	2.5	43.0	333	0.4
○石垣平2号池	石垣	3.6	26.0	151	0.4
石垣平3号池	石垣	5.0	24.0	1,875	1.2
押場池	大熊	1.7	22.0	329	5.0
○大海寺新1号池	大海寺新	5.1	40.0	2,196	0.3
○大海寺新2号池	大海寺新	3.8	28.0	885	0.3
大海寺新3号池	大海寺新	2.1	18.0	82	0.5
湯上1号池	出	2.4	18.0	997	1.2

○ … 防災重点ため池

R4.11.30 魚津市農林水産課

10-13 雪崩危険箇所（国土交通省）

通番	箇所番号	箇所名	字	地形			人家 戸数 (戸)
				平均 傾斜度 (度)	斜面の 標高差 (m)	長さ (m)	
1	70	布施爪	布施爪	37	30	160	7
2	71	東蔵(1)	東蔵	27	235	360	7
3	72	東蔵(2)	東蔵	30	235	450	31
4	73	山女(1)	山女	32	140	180	7
5	74	平沢(1)	平沢	37	230	310	7
6	75	平沢(2)	平沢	40	220	130	7
7	76	山女(2)	山女	30	60	210	9
8	77	黒谷(1)	黒谷	50	60	120	6
9	78	黒谷(2)	黒谷	32	120	250	9
10	79	黒谷(3)	黒谷	35	195	190	5
11	80	東城(1)	東城	39	10	140	5
12	81	東城(2)	東城	27	124	340	23
13	82	東城(3)	東城	27	85	170	8
14	83	長引野(1)	長引野	25	25	330	13
15	84	長引野(2)	長引野	35	25	420	14
16	85	大菅沼	大菅沼	30	30	120	5
17	86	小川寺(1)	小川寺	40	50	720	30
18	87	小川寺(2)	小川寺	35	35	300	6
19	88	石垣	石垣	30	30	180	3
20	89	東山	東山	45	47	350	8
21	90	坪野(1)	坪野	37	20	120	5
22	91	小川寺(3)	小川寺	27	45	110	1
23	92	蛇田(1)	蛇田	35	55	270	9
24	93	虎谷	虎谷	35	190	210	9
25	94	横枕	横枕	37	30	190	11
26	95	蛇田(2)	蛇田	30	50	140	7
27	96	坪野(2)	坪野	31	35	220	2
28	97	蛇田(3)	蛇田	35	45	330	28
29	98	北山	北山	29	30	140	12
30	99	大海寺新(1)	大海寺新	30	30	180	1
31	100	蛇田(4)	蛇田	38	40	130	11
32	101	池谷	池谷	32	85	420	10
33	102	蛇田(5)	蛇田	37	35	290	26
34	103	大海寺新(2)	大海寺新	33	20	60	1
35	104	稗島	稗島	27	90	250	18
36	105	鹿熊(1)	鹿熊	28	45	200	1
37	106	六郎丸	六郎丸	40	15	110	29
38	107	金山谷(1)	金山谷	40	20	80	5
39	108	鹿熊(2)	鹿熊	30	60	70	5
40	109	金山谷(2)	金山谷	32	75	150	10
41	110	鹿熊(3)	鹿熊	30	50	180	11
42	111	金山谷(3)	金山谷	30	55	190	6
43	112	金山谷(4)	金山谷	43	50	170	9
44	113	金山谷(5)	金山谷	22	65	220	13
45	114	室田	室田	30	40	80	6
46	115	金山谷(6)	金山谷	39	40	280	7
47	116	金山谷(7)	金山谷	29	50	200	8
48	117	金山谷(8)	金山谷	35	50	200	12
49	118	金山谷(9)	金山谷	38	55	80	6
50	119	金山谷(10)	金山谷	30	30	120	5
51	120	升田(1)	升田	43	35	140	10
52	121	湯上	湯上	30	25	200	5

53	122	宮津	宮津	40	15	150	6
54	123	升田(2)	升田	45	15	370	13
55	124	出(1)	出	45	20	170	7
56	125	大光寺	大光寺	31	12	180	10
57	126	出(2)	出	45	15	140	7

R 4. 3 富山県地域防災計画

10-14 雪崩危険箇所（林野）

位置		土地区分		所有区分			危険箇所把握			法的規制の状況						施行状況 (雪崩防災関係)		危険度等		
大字	字	林地	その他	国有林	民有林	その他	既把握箇所	治山調査等の箇所	新規追加の箇所	保安林等	地すべり防止区域	山地災害危険地区	急傾斜地崩壊危険区域	雪崩危険箇所	砂防指定地	治山	その他	発生危険度	保全対象重要度	危険箇所の危険度
東城	空割	○	○建	—	○		◎	—	—	○土	—	○	○	○	—	—	—	c	H	B
黒谷	小島	○	—	—	○		◎	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	c	H	B
黒谷	脇坂家の上	○	—	—	○		◎	—	—	—	—	○	—	○	—	—	—	b	H	A
山女	瀬戸山	○	○建	—	○		◎	—	—	—	—	○	○	○	—	—	—	c	H	B
二ヶ	瀬戸山	○	—	—	○		◎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	c	H	B
三ヶ	蛇谷	○	—	—	○		◎	—	—	○水	—	—	—	—	—	—	—	b	M	B
三ヶ	ゴッタ	○	—	—	○		◎	—	—	○水	—	—	—	—	—	○既	—	c	M	C
三ヶ	ナラ落谷	○	—	—	○		◎	—	—	○水	—	—	—	—	—	—	—	b	M	B
平沢	日千尾	○	—	—	○		◎	—	—	○土	—	—	—	—	—	○未	—	b	M	B
平沢	沌滝	○	—	—	○		◎	—	—	—	—	○	—	○	—	○未	—	b	H	A
平沢	沌滝	○	○建	—	○		◎	—	—	○土	—	○	—	—	—	—	○既	b	M	B
島尻	上菅沌滝	○	—	—	○		◎	—	—	○土	—	○	—	—	—	○既	—	b	H	A
池谷	南平	○	—	—	○		◎	—	—	○土	—	○	—	—	—	○未	—	b	L	C
小菅沼	落山	○	—	—	○		◎	—	—	○土	—	○	—	—	—	○未	—	b	L	C
鹿熊	平山	○	○建	—	○		◎	—	—	—	—	—	—	○	—	—	○既	d	M	C
大熊	仙久人	○	—	—	○		◎	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	b	M	B
大熊	不動中山	○	—	—	○		◎	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	b	L	C
大熊	虎清水尾	○	—	—	○		◎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	b	L	C
鹿熊	板鶴	○	—	—	○		◎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	b	M	B
鉢	鉢造	○	—	—	○		◎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	b	M	B
虎谷	大平	○	—	—	○		◎	—	—	○土	—	○	—	—	—	—	—	c	H	B
虎谷	古屋敷	○	—	—	○		◎	—	—	○土	—	—	—	—	—	—	—	c	M	C
虎谷	古屋敷	○	—	—	○		—	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—	c	H	B
鹿熊	平山	○	○建	—	○		—	—	○	○な	—	○	○	○	—	—	—	b	H	A
鹿熊	板鶴	○	—	—	○		—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	b	M	B
鉢	鏡山	○	—	—	○		—	—	○	○崩	—	—	—	—	—	—	—	b	L	C
鉢	鉢造	○	—	—	○		—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	a	M	A
大熊	仙久人	○	—	—	○		—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	c	L	C

R 4. 3 富山県地域防災計画

〔保全対象の重要度ランク〕

重要度ランク	記号	保全対象
1 最も重要	H	人家・旅館等宿泊施設・公共公益施設がある。
2 高い	M	事業所・鉄道・県道がある。
3 中程度	L	市町村道・農道・林道がある。(生活用道路のみ)

11-54	災害時における応急対策業務に関する協定書	富山県電気工事工業組合	平成28年11月 1 日
11-55	災害時における応急対策業務に関する協定書	富山県構造物解体協会	平成28年11月16日
11-56	災害時における情報の提供及び輸送業務に関する協定書	魚津タクシー協会	平成29年 2 月 2 日
11-57	災害発生時における魚津市と魚津市内郵便局の協力に関する協定書 地域における協力に関する協定書	魚津郵便局 西布施郵便局	平成29年 7 月18日
11-58	災害時における応急対策業務等に関する協定	公益社団法人富山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	平成29年10月 5 日
11-59	災害時における飲料水の供給に関する協定 災害時における緊急用燃料の供給等に関する協定	株式会社丸八	平成30年 5 月18日
11-60	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成31年 4 月 8 日
11-61	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	医療法人社団七徳会	令和元年 8 月 1 日
11-63	災害時における臨時災害放送局開設の協力に関する協定	株式会社新川コミュニティ放送	令和 2 年 2 月 7 日
11-64	地震災害時における被災建築物の応急対策活動の協力に関する協定書	一般社団法人富山県建築士事務所協会 公益社団法人富山県建築士会 公益社団法人日本建築家協会北陸支部 富山地域会	令和 2 年 2 月19日
11-66	災害時における復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	令和 2 年 4 月 1 日
11-67	災害時における物資の供給協力に関する協定書	株式会社アイザック	令和 2 年 6 月26日
11-68	災害時における物資供給等に関する協定書	UDリテール株式会社	令和 2 年10月13日
11-69	災害時等における宿泊施設の利用等に関する協定	アパホテル株式会社	令和 2 年11月 4 日
11-70	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	株式会社アイザック	令和 2 年11月20日
11-71	災害時における救援物資の供給および一時避難場所の提供に関する協定書	株式会社魚津興産	令和 3 年 2 月15日
11-72	災害時における救援物資集積場所の設置及び救援物資の輸送並びに一時避難場所の提供の協力に関する協定書	富山県生活協同組合 生活協同組合 CO・OP とやま	令和 3 年12月 1 日
11-73	大規模災害時における相互連携に関する確認書	北陸電力株式会社 北陸電力送配電株式会社	令和 4 年 3 月 1 日
11-74	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	医療法人社団福寿会	令和 4 年 9 月 1 日
11-75	災害時における連携に関する協定書	社会福祉法人魚津市社会福祉協議会 ライオンズクラブ国際協会 334-D 地区 1R3Z 魚津ライオンズクラブ	令和 4 年10月27日

【その他協定等一覧表】

■県外市町村

協 定 名		締 結 団 体 等	締 結 年 月 日
11-62	原子力災害時における掛川市民の県外広域避難に関する協定書	静岡県掛川市	令和元年9月6日

■その他・関係機関等

協 定 名		締 結 団 体 等	締 結 年 月 日
11-65	雪害時における緊急待避所等としての施設の使用に関する覚書	富山県 公益財団法人富山県文化振興財団 国土交通省北陸地方整備局	令和2年2月19日

【欠番】

協 定 名		締 結 団 体 等	解 約 年 月 日
11-49	災害時における救援物資の供給および一時避難場所の提供に関する協定書	ユニー株式会社アピタ魚津店	令和2年1月12日

11-72 災害時における救援物資集積場所の設置及び救援物資の輸送並びに一時避難場所の提供の協力に関する協定書

(富山県生活協同組合、生活協同組合 CO・OP とやま)

魚津市（以下「甲」という。）と富山県生活協同組合及び生活協同組合 CO・OP とやま（以下「乙」という。）とは、甲の区域内において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条 1 号に定める災害が発生し、又はその恐れがある場合（以下「災害時等」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、災害時等において、甲及び乙が相互に協力し、国等から提供される救援物資等の集積場所（以下「救援物資集積場所」という。）の設置及び救援物資等の輸送並びに一時避難場所の提供を行うことにより、被災者の生命の確保及び生活の安定を図ることを目的とする。

(協力の内容)

第 2 条 甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対し、以下の各項に記載する事項について協力を要請することができる。

1 救援物資集積場所の設置に関する以下の事項。

(1) 救援物資集積場所として、乙の保有する施設及び駐車場の一部を提供すること。

(2) 乙施設に設置した救援物資集積場所における救援物資等の荷捌きや保管等を円滑に行うため、人員を配置すること。

(3) 乙施設に設置した救援物資集積場所において荷捌きを円滑に実施するため、乙の所有するフォークリフト等の資機材を提供すること。

2 乙施設に設置した救援物資集積場所から、救援物資等を甲が指定する指定避難所等へ輸送すること。

3 近隣被災者の一時避難場所として、乙の保有する施設及び駐車場の一部を提供すること。

4 前各項に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による支援協力として行うことが必要と判断したこと。

(協力の要請)

第 3 条 第 2 条の協力の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請できるものとし、事後、速やかに文書により要請するものとする。

2 前項の要請を受けた場合、乙は、可能な限り協力を努めるものとする。ただし、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りではない。

(実施状況の報告)

第 4 条 乙は、第 2 条の協力を実施したときは、その協力の終了後速やかにその実施状況を文書により甲に報告するものとする。

(運営)

第 5 条 第 2 条に規定する事項の運営については、甲と乙が協力して行うものとする。

(協力に対する配慮)

第 6 条 甲は、乙が第 2 条第 2 項の規定により救援物資等を輸送する際に使用する車両を、優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

2 甲は、協力の終了後、乙が早期に施設利用を再開できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第 7 条 乙が第 2 条の規定による協力に要した費用（以下「費用」という。）は、甲が負担するものとする。

2 費用は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする

3 甲は、費用について、乙から適法な支払請求書を受領してから 30 日以内に、乙に支払うものとする。

(情報交換)

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制や協力内容について情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から1年間とする。

2 前項に規定に関わらず、期間満了の3ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申出がないときは、期間満了の日の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

(実施の細目)

第10条 この協定の実施に関し、必要な計画その他の細目は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名のうえ、各1通を保有する。

令和3年12月1日

甲 魚津市釈迦堂一丁目10番1号
魚津市長 村 椿 晃

乙 富山市金屋555番地
富山県生活協同組合
理事長 松 浦 均

富山市堀川町206番地5
生活協同組合CO・OPとやま
理事長 小 泉 謙 二

11-73 大規模災害時における相互連携に関する確認書

(北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社)

魚津市（以下「甲」という。）と北陸電力株式会社（以下「乙」という。）および北陸電力送配電株式会社（以下「丙」といい、甲・乙・丙をあわせて以下「三者」という。）は、令和3年4月1日付けをもって締結した「SDGsの推進に関する魚津市、北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との包括連携協定書」の第2条（2）に関し、大規模災害時における相互連携および停電復旧に係る応急措置の実施（以下「停電復旧」という。）に支障となる障害物の除去等について以下のとおり確認する。

(目的)

第1条 この確認書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「災対法」という。）

および防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙および丙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認するとともに、災対法第64条第2項に基づく停電復旧に支障となる障害物の除去等（以下「障害物の除去等」という。）を三者が協力して円滑に実施するための三者間における基本的事項を定め、地域の防災力を高めることおよび停電の早期復旧に資することを目的に締結する。

(適用範囲)

第2条 この確認書の適用範囲は、甲における丙の電力供給区域とし、障害物の除去等に関しては、停電復旧に必要な区域で、乙または丙が甲に要請し、要請を受けた甲が指定する区域とする。

(連携内容)

第3条 乙または丙は、大規模災害発生時または発生が予想される場合には、必要に応じて甲が設置する災害対策本部へ情報連絡員を派遣するとともに、三者は連絡体制を確立し、連携して停電情報および道路情報等の必要な情報の連絡に努めるものとする。

(1) 甲は、乙または丙に対して必要に応じて、甲が開催する魚津市災害対策本部本部員会議等への出席を求めることができる。

(2) 三者における各部署の窓口、連絡体制は別に定めるものとする。また、それらに変更が生じた場合は、随時更新の上、三者共有するものとする。

(3) 乙または丙から甲へ連絡する停電情報等とは、次のとおりとする。

- ・ 停電発生日時
- ・ 停電発生地域
- ・ 停電戸数
- ・ 停電原因
- ・ 停電復旧見通し
- ・ 停電復旧完了日時

(4) 三者が共有する道路情報は、次のとおりとする。

- ・ 道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報
- ・ 道路復旧の状況

2 三者は、大規模災害発生時において丙が所有する設備に関連して道路の通行に支障を来たした場合は、連携して通行の確保にあたるものとし、緊急輸送道路等を優先的に実施するものとする。

(1) 三者は、日頃より緊急輸送道路等の優先的に啓開すべき道路について情報を共有する等、大規模災害時において連携できるよう体制の構築を行うものとする。

(2) 甲は、丙の現場着手等の遅れ等により、優先的に啓開すべき道路の早期復旧に支障をきたすと判断した際は、丙による安全確認を実施した上で、丙に代わり通行の支障となる電力設備等の除去を実施することができるものとする。

- (3) (2) の丙による安全確認を実施するため、甲は乙または丙に対し現場の安全について判断できる技術員の派遣を要請することができるものとし、丙は直ちに技術員を派遣し電氣的安全措置等を実施するものとする。
- (4) (2) の甲による電力設備等の除去は、丙の技術員立ち会いのもと実施することとする。
- 3 乙または丙は、早期の停電復旧作業のため、支障となる障害物等の除去を甲に要請することができるものとし、甲は、業務の遂行に支障のない範囲において、これに協力するものとする。
- (1) 乙または丙は、甲に対して停電復旧に支障となる障害物等の除去の協力を要請する場合、あらかじめ次の事項を書面に明記の上、乙または丙の情報連絡員等を介して、要請することとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等で要請することができることとし、その後速やかに書面による手続きを行うものとする。
- ・作業内容
 - ・場所（住所、地図）
 - ・写真
 - ・作業希望日時
 - ・現地連絡責任者および電話番号
 - ・その他必要な事項
- (2) 甲は、障害物が丙の設備に接触し、感電の恐れがある場合等、除去作業を甲自ら実施することが困難である場合は、乙または丙に対し、事前協議においてその理由を説明した上、当該作業の実施を書面で依頼することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等で要請することができることとし、その後速やかに書面による手続きを行うものとする。
- (3) 災害等の状況により、丙は応急措置を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、乙または丙の(1)による要請手続きおよび甲の(2)による要請手続きを経ずに、除去作業を実施することができる。ただし、乙または丙は除去作業着手後直ちに口頭または電話で甲へ連絡し、作業完了後速やかに書面による報告を行うものとする。また、甲はこれを受けて乙または丙に対して書面による承認を行うものとする。
- (4) 丙が除去作業を行った障害物等は通行に支障とならない形で道脇に残置する。ただし、通行に支障が生じる場合、移動先は甲の指示に従うものとする。
- (5) 甲は丙に対し、応急措置の円滑な実施に必要な場合に限り、障害物等を(4)の移動先へ移動する際に、災害対策基本法第64条第1項の規定に基づき、他人の土地の一時使用を許可するものとする。
- (6) 甲の指示に基づき、丙が除去作業を行った障害物等の保管および処分は、甲が行うものとする。
- 4 3者は、病院、避難所等の重要施設について、可能な限り自家発電設備の設置等の対策を促進するよう取り組むものとする。
- 5 丙は、応急送電のための電源車の使用にあたっては、復旧見通しおよび応急送電箇所の重要性・緊急性等を総合的に勘案してその配置先を決定するとともに、甲または関係行政機関と次に掲げる事項について適宜協議を行うものとする。
- (1) 甲は、復旧見通しおよび応急送電箇所の重要性・緊急性等を総合的に勘案し、早期復旧を必要とする重要施設および優先順位を明らかにした上で、電源車の配置先について丙に要請できるものとする。ただし、富山県の災害対策本部が設置されている場合には、甲は富山県に協議の申し入れをするものとする。
- (2) 丙は、甲の要請に対して、丙の緊急の業務に支障がない限りにおいて、電源車を配置するものとする。また、丙は電源車の配置先を決定した場合、甲または富山県の災害対策本部へ連絡するものとする。
- 6 乙または丙は、停電復旧作業に必要となる活動拠点について、必要に応じて、甲または甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力する。

7 3者は、大規模災害発生時の倒木による停電、道路の寸断等の発生を防止するため、事前対策に取り組むものとする。

8 3者は、それぞれが保有する連絡・通信手段等を利用し、住民に対して停電情報および復旧見通し情報等を適時適切に発信する。

9 3者は、この確認書に基づく連携を円滑に実施するため、それぞれが実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

(連携方法)

第4条 前条の連携内容の詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、3者で協議の上、別途定めるものとする。

(損失補償)

第5条 この確認書の履行に伴い第三者に損害を及ぼした場合は、3者は協力して処理解決に当たるものとする。

(費用負担)

第6条 3者が、この確認書に基づいて実施した事項に要した費用のうち、本来甲、乙または丙が行うべき作業に係る費用については、3者で協議の上、それぞれ相手方に求償できるものとする。

(秘密保持)

第7条 3者は、この確認書に基づく活動を通じて知り得た秘密情報および第三者の個人情報を他人に開示し、または漏えいしてはならない。

(安全管理)

第8条 この確認書の実施にあたっては、3者それぞれの責任において、安全の確保に万全を期して行うものとする。

(有効期間)

第9条 この確認書の有効期間は、締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに、甲、乙または丙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この確認書は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この確認書に定めのない事項またはこの確認書に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、3者で協議の上、別途定めるものとする。

この確認書の締結を相互に証するため、本書3通を作成し、3者それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年3月1日

甲 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号
魚津市長 村椿 晃

乙 富山県魚津市江口504番地
北陸電力株式会社
理事 新川支店長 荒木 志郎

丙 富山県富山市牛島町13番15号
北陸電力送配電株式会社
執行役員 富山支社長 竹内 要一

11-74 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

(医療法人社団福寿会)

魚津市（以下「甲」という。）と医療法人社団福寿会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、魚津市内に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）への避難援護について、甲が乙の運営する新川病院、新川老健居宅支援事業所及び新川老人保健施設（以下「対象施設」という。）に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその手続きを定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者は、身体等の状況が福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要支援者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者及びその介護者をいう。（以下「対象者」という。）

（福祉避難所の開設）

第3条 甲は、災害時において、その被害が福祉避難所を開設する必要があると認めるときは、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

2 乙は、甲の要請を受け、対象施設の建物、設備及び職員の被災状況に応じて福祉避難所を開設するものとする。

（受入れの要請）

第4条 甲は、災害時において、対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（手続き）

第5条 第4条の受入れの要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし緊急を要する場合は、この限りでない。

（1）対象者の住所、氏名、心身の状況及び連絡先。

（2）要支援者が福祉避難所へ一人で避難する場合にあっては、前号の事項に加え、その身元引受人の住所、氏名及び連絡先。

（管理運営）

第6条 第3条に基づき開設した福祉避難所の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙の通常の施設運営を阻害することのないよう、福祉避難所に必要な食料、日常生活用品の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第7条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（福祉避難所の閉鎖）

第8条 福祉避難所は、一般の避難所の閉鎖と併せて閉鎖する。ただし、特段の事情により、開設を継続する必要がある場合は、甲乙協議の上、開設期間を延長することができる。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第9条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（守秘義務）

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協定締結期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、有効期間がさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年9月1日

甲 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号
魚津市長 村 椿 晃

乙 富山県魚津市住吉236番地
医療法人社団 福寿会
理 事 長 平 井 晃

11-75 災害時における連携に関する協定書

(社会福祉法人魚津市社会福祉協議会、 ライオンズクラブ国際協会 334-D 地区 1R3Z 魚津ライオンズクラブ)

魚津市（以下「甲」という。）、社会福祉法人魚津市社会福祉協議会（以下「乙」という。）及びライオンズクラブ国際協会 334-D 地区 1R3Z 魚津ライオンズクラブ（以下「丙」という。）は、大規模な災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、魚津市内における災害時において、甲、乙及び丙が連携協力のもと、災害ボランティア活動（以下「本活動」という。）等の支援活動を迅速かつ効果的に進めるため、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定に規定する「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（協力要請）

第3条 甲及び乙は、丙に対して本活動の支援に関する情報を提供するとともに、必要があると認めるときは、次条に掲げる支援を要請するものとする。

2 前項の要請手続は、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又は口頭で要請することができることとし、当該要請の後、速やかに書面を提出するものとする。

3 丙は、第1項の規定による甲及び乙からの要請にできる限り応じるよう努めるものとする。

（支援の内容）

第4条 甲及び乙が協力を要請する支援の内容は、次のとおりとする。

（1）本活動に対する人的支援

（2）本活動に必要な資金、物品、資機材等の提供又は貸与、仕分け及び輸送の支援

（3）魚津市災害救援ボランティア本部の運営に対する前2号に掲げる支援

（4）その他の本活動に必要な支援

2 丙は、甲及び乙からの情報提供を踏まえて支援の内容を検討するとともに、前項に掲げる支援要請があった場合は、必要な連絡及び調整を行うこととし、その内容等は、甲、乙及び丙が協議のうえ、その都度決定するものとする。この場合において、甲及び乙は、事前に丙に対する支援要請の内容等を調整しておかなければならない。

（臨機の対応）

第5条 丙は、前条の規定により甲及び乙から支援の要請を受けたときは、可能な範囲内において、甲及び乙に対する支援を行うものとする。ただし、通信の途絶等により甲及び乙が、丙に対して要請を行うことができないときは、丙は、甲又は乙の要請を待たず、状況に応じた自主的な判断で支援を行うことができる。

（支援の表示）

第6条 甲及び乙は、第4条による支援を受けて本活動を行うにあたっては、丙の支援を受けていることを表示するための措置を講じるものとする。

（費用負担）

第7条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を行った丙が負担するものとする。

（連絡窓口）

第8条 甲、乙及び丙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、相互に連絡窓口を定め、必要な協議を行うものとする。

(平時の連携)

第9条 甲及び乙は、平時から本活動に関する情報の収集及び整理に努め、必要に応じて、丙に提供するものとする。

2 甲、乙及び丙は、必要に応じて、本活動の普及・啓発に協働して取り組むものとする。

3 丙は、甲又は乙が主催する市災害救援ボランティア本部の運営、又は活動に関する研修・訓練等に可能な限り協力するものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から起算して1年とする。ただし、当該期間満了日の2か月前までに甲、乙又は丙のいずれからも協定の解除又は変更の申し出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後も、同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議のうえ、定めるものとする。

本協定の締結を証するため本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和4年10月27日

甲 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号
魚津市長 村 椿 晃

乙 富山県魚津市新金屋二丁目13番26号
社会福祉法人魚津市社会福祉協議会
会 長 福 留 正 二

丙 富山県魚津市釈迦堂一丁目7番18号慶野ビル3F
ライオンズクラブ国際協会 334-D 地区
1R3Z 魚津ライオンズクラブ
会 長 熊 本 新 一

13-2 魚津市防災会議委員

区分		職 名	住所・TEL
会長		魚津市長	
第 1 号 (指定地方行政機関)		中部森林管理局富山森林管理署長	富山市黒崎字塚田割591-2 076-424-4931
		第九管区海上保安本部伏木海上保安部長	高岡市伏木錦町11-15 0766-45-0118
		北陸地方整備局富山河川国道事務所黒部 国道維持出張所長	黒部市荻生7180-1 52-1714
		北陸農政局富山県拠点地方参事官	富山市牛島新町11-7 富山地方合同庁舎 076-441-9300
第 2 号 (県)		富山県新川農林振興センター所長	魚津市新宿10-7 富山県魚津総合庁舎3階 22-9133
		富山県新川土木センター所長	魚津市新宿10-7 富山県魚津総合庁舎2階 22-9114
		富山県新川厚生センター魚津支所長	魚津市本江1397 24-0359
第 3 号 (警察)		魚津警察署長	魚津市本江1000 24-0110
第 4 号 (消防)		富山県東部消防組合の職員のうちから市 長が任命する者	魚津市本江3197-1 24-7980
第 5 号 (市)		魚津市副市長	
		魚津市企画部長	
		魚津市総務部長 (防災危機管理統括監)	
		魚津市民生部長	
		魚津市産業建設部長	
		魚津市上下水道局次長	
		魚津市教育委員会事務局長	
		魚津市産業建設部建設課長	
第 6 号		魚津市教育長	
第 7 号		魚津市消防団長	
第 8 号 (指定公共機関等)	指定公共 機 関	日本郵便㈱魚津郵便局長	魚津市本江1007 22-0400
		西日本電信電話㈱富山支店長	富山市東田地方町1-1-30 076-492-9501
		日本通運㈱北陸東支店黒部事業所長	魚津市釈迦堂1-6-12 24-1161
		北陸電力㈱理事 新川支店長	魚津市江口504
	指定地方 公共機関	中日本高速道路㈱金沢支社 富山高速道路事務所長	富山市黒崎439 076-421-9063
		富山地方鉄道㈱総務課長	富山市桜町1-1-36 076-432-5530
		あいの風とやま鉄道㈱魚津駅長	魚津市釈迦堂1-1-1 88-0400
		㈱北日本新聞社新川支社長	魚津市吉島582-1 24-1111
	その他重要な 施設の管理者	独立行政法人労働者健康安全機構 富山労災病院長	魚津市六郎丸992 22-1280
第 9 号		魚津市自主防災組織連絡会長	

13-3 魚津市災害対策本部条例

昭和38年6月25日 魚津市条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第37条の規定により準用する同法第26条の規定に基づき、魚津市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 災害対策本部は、次に掲げる事務を掌理する。

- (1) 災害対策基本法第23条の2第4項の事務
- (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条第2項の事務

(組織)

第3条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第5条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月15日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月19日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月25日条例第19号）

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

◆関連計画

【計画・報告資料等】

平成 8 年度	魚津市防災アセスメント調査業務に係る報告資料
平成 19 年度	魚津市洪水ハザードマップ作成業務に係る報告資料
平成 21 年度	魚津市耐震改修促進計画
平成 21 年度	魚津市災害時要援護者避難支援プラン
平成 24 年度 平成 29 年度（改訂）	魚津市津波避難基本計画
平成 25 年度	魚津市避難所運営マニュアル作成指針
平成 26 年度	魚津市水道事業危機管理マニュアル
平成 26 年度	魚津市災害廃棄物処理計画
平成 30 年度	魚津市防災タイムライン
	魚津市水防計画（毎年改訂）

【ハザードマップ】

平成 17 年度	魚津市防災ガイド
平成 19 年度 令和 元年度（見直し）	魚津市洪水ハザードマップ
平成 21 年度 平成 29 年度（見直し）	魚津市土砂災害ハザードマップ
平成 21 年度	魚津市地震防災マップ
平成 24 年度 平成 29 年度（見直し）	魚津市津波ハザードマップ

魚津市地域防災計画

発 行 平成 2 1 年 3 月
最 終 改 定 令和 5 年 4 月

発行人 魚津市防災会議
住所 魚津市釈迦堂一丁目 10 番 1 号
(事務局 魚津市総務部総務課)